



第2次 札幌市アイヌ施策 推進計画

〈令和3年度～令和12年度〉

札幌市

令和3年（2021年）3月

はじめに

札幌市では、昭和 52 年（1977 年）、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、住宅新築資金等の貸付事業を開始しました。また、昭和 53 年（1978 年）には、札幌市生活館を設置するとともに、アイヌ生活相談員を配置し、アイヌ民族の生活に関わる相談への対応を開始しました。

そして、平成 9 年（1997 年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されて以降、本市では、こうした生活関連施策に加え、アイヌ民族に関する文化振興施策にも取り組んでまいりました。中でも、平成 15 年（2003 年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターは、開設以来、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、多くの市民や観光客の皆様に関わってきました。

平成 19 年（2007 年）に、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、また、平成 20 年（2008 年）に、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されて以降、アイヌ施策を推進する環境は大きく変わりました。

こうした環境の変化を踏まえ、本市では、平成 22 年（2010 年）9 月に「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、その目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、これまで様々な取組を進めてまいりました。

令和元年（2019 年）5 月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌ施策に関する新たな基本理念などが示されたほか、令和 2 年（2020 年）7 月、アイヌ文化の復興や民族の共生に関する拠点として、白老町に民族共生象徴空間が開業するなど、前計画の策定から 10 年を迎えた今、アイヌ施策を推進する環境は、再び大きく変化しています。

さらには、令和 4 年（2022 年）に、市制施行から 100 年という節目を迎える中にあって、人口減少や少子高齢化といった重要な課題に直面し、また一方で海外からの観光客が増加するなど、この 10 年を経て、本市を取り巻く環境も大きく変わりました。

こうした状況を踏まえ、今後本市が取り組むアイヌ施策を改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「第 2 次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定いたしました。今後は、本計画に沿い、本市一丸となって、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、札幌市アイヌ施策推進委員会の委員を始め、意見交換会や市民意識調査に御協力いただいた皆様、そしてパブリックコメントに御意見を寄せていただいた皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月

札幌市長 秋元克広



目次

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 背景
 - (2) 第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 アイヌ民族の先住民族としての歴史・・・・・・・・ 4
 - (1) アイヌ民族の文化の始まり
 - (2) 鎌倉時代から江戸時代まで
 - (3) 明治時代以降
- 3 アイヌ民族に関する戦後の動向・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 北海道アイヌ協会の設立
 - (2) アイヌ文化振興法の施行
 - (3) 国連宣言と国会決議
 - (4) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の設置
- 4 アイヌ民族に関する最近の動向・・・・・・・・・・ 8
 - (1) アイヌ政策推進会議での検討
 - (2) アイヌ施策推進法の施行
 - (3) 民族共生象徴空間の設置

第3章 現状と課題

- 1 前計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 基本理念と施策目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) アイヌ文化の保存・継承・振興
 - (2) アイヌ民族に関する理解の促進
 - (3) 体験・交流の促進
 - (4) 産業等の振興
 - (5) 生活関連施策の推進

第5章 具体的な取組

1	計画体系	29
2	各施策の具体的な取組	30
	施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興	30
	推進施策 1 アイヌ文化の継承と人材育成	
	推進施策 2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生	
	施策目標 2 アイヌ民族に関する理解の促進	32
	推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進	
	推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実	
	施策目標 3 体験・交流の促進	34
	推進施策 1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出	
	推進施策 2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出	
	施策目標 4 産業等の振興	36
	推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進	
	推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進	
	施策目標 5 生活関連施策の推進	38
	推進施策 1 生活環境等の整備	

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	39
2	計画の進行管理	39
3	指標	40

<資料>

資料 1	札幌市アイヌ施策推進委員会	41
資料 2	意見交換会の実施結果	43
資料 3	市民意識調査の実施結果	49
資料 4	パブリックコメントの実施結果	52
資料 5	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）	54
資料 6	アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針	61

【表紙について】

本計画の表紙に掲載したアイヌ文様の刺しゅう作品は、平成 30 年度に実施した「アイヌアート・モニュメント制作事業」で、アイヌ民族と市民が共同制作した作品です。同事業を通じて制作した作品は、札幌駅前通地下歩行空間などで展示しています。

※ 本計画では、説明上様々なアイヌ語を掲載しておりますが、その意味として掲載した内容は一つの例示であり、掲載した内容以外にも様々な意味や使用方法などがある場合があります。

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

平成 19 年（2007 年）9 月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。

また、同宣言の採択を受け、平成 20 年（2008 年）6 月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、アイヌ民族を先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を講じることを政府に求めました。

この決議の後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、アイヌ政策の基本的な考え方などに関する報告書がまとめられました。そして、この報告書に基づき、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成 21 年（2009 年）12 月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

こうした世界や国の動向を踏まえ、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、平成 22 年（2010 年）9 月、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、様々な取組を行ってきました。

本市が同計画を策定して以降も、アイヌ政策推進会議では、平成 30 年（2018 年）12 月に至るまで、アイヌ政策に関する新たな立法措置などについて、継続的に協議が進められました。そして、平成 9 年（1997 年）7 月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」）に代わる、幅広いアイヌ政策の実施に向けた立法措置として、令和元年（2019 年）5 月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下「アイヌ施策推進法」）が施行されました。

(2) 第 2 次札幌市アイヌ施策推進計画策定の趣旨

札幌市アイヌ施策推進計画は、策定当時、国において総合的なアイヌ施策の推進について協議が進められており、その動向次第で計画を見直す必要が生じることから、具体的な計画期間は定めず、概ね 10 年間をめどとして、本市が取り組む施策などを整理しました。

アイヌ政策推進会議での検討を経て、令和元年（2019 年）5 月、アイヌ施策推進法が施行され、アイヌ施策に関する新たな基本理念などが示されたほか、前計画の策定から 10 年を経て、アイヌ施策を推進していくための環境にも変化が生じました。

こうした状況を踏まえ、計画を見直すべき時期に至ったことから、前計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）をもって終了とし、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的

な取組などを改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定します。

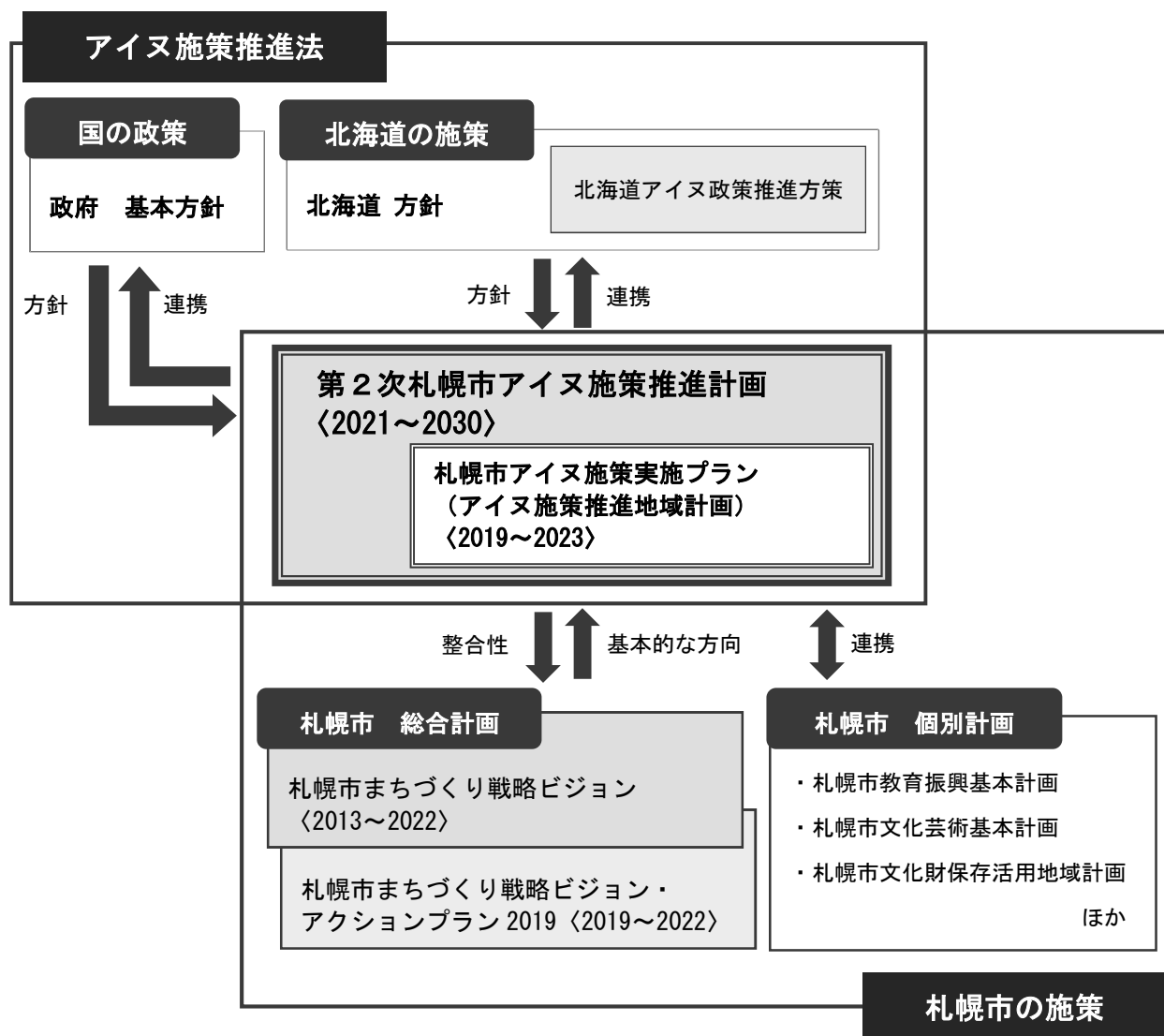
2 計画の位置付け

アイヌ施策について定めた法律や方針などを基礎として、国や北海道、本市の関係部局と連携を図りながら、本計画を推進します。

■本計画に関わる法律など

区 分	概 要
法律など	【アイヌ施策推進法】 アイヌ施策の基本理念や地方公共団体の責務などを定めた、アイヌ施策の基礎となる法律です（令和元年（2019年）5月施行）。
	【札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）】 本市では、アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策を推進するための計画「札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）」を作成し、令和元年（2019年）9月、内閣総理大臣の認定を受けました。同プランは、本計画に掲げる施策の一部を成しているため、本計画と一体的な推進を図ります。
国の政策	【アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針】 アイヌ施策推進法に基づき、政府が、アイヌ施策の意義や目標などを定めた基本方針です（令和元年（2019年）9月策定）。
北海道の施策	【北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針】 アイヌ施策推進法に基づき、北海道が、本道のアイヌ施策の目標などを定めた方針です（令和元年（2019年）10月策定）。
	【北海道アイヌ政策推進方策】 アイヌ施策推進法の趣旨などを踏まえ、北海道が、アイヌ施策の基本的な考え方や推進施策を定めた方策です（令和3年（2021年）3月策定予定）。
本市の施策	【札幌市まちづくり戦略ビジョン】 本市のまちづくりの計画体系上、最上位に位置付けられる総合計画として、まちづくりの基本目標や都市経営戦略などを定めています（平成25年（2013年）2月策定）。
	【札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019】 上記ビジョンの中期実施計画として、本市の行財政運営や予算編成の指針となります（令和元年（2019年）12月策定）。
	【個別計画】 本市の各部局が、個別に所管する施策ごとに定めた計画です。

■計画の位置付け（図）



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

1 はじめに

平成20年（2008年）6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、日本が近代化する過程で、多数のアイヌ民族が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。その上で、アイヌ民族を、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住する先住民族として認めることなどを政府に求めました。

この決議からおおよそ10年を経て、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」と明記しました。

明治2年（1869年）、明治政府により「北海道」と命名されるまで、この北海道の地は、アイヌ語で《ヤウンモシリ¹》または《アイヌモシリ²》と呼ばれていました。そして、アイヌ民族は、この《ヤウンモシリ》で長きにわたり生活を営み、独自の文化を築いてきました。しかし、和人の流入が進むにつれて、次第にその生活を脅かされるようになりました。そして、和人から過酷な労働を強いられ、土地政策や同化政策などにより、その文化は存続の危機にさらされるなど、長年にわたり厳しい状況下に置かれてきました。

アイヌ施策の意義を考えるに当たっては、こうした歴史的背景の理解が不可欠です。そのため、本章では、本計画の詳述に先立ち、アイヌ民族の歴史的経緯を概観します。

「北海道」という名称が、明治2年（1869年）、明治政府によって命名された背景を踏まえ、本章では、明治2年（1869年）に至るまでの北海道の名称を、「《ヤウンモシリ》（北海道）」と記載し、西暦のみ表記します。

2 アイヌ民族の先住民族としての歴史

(1) アイヌ民族の文化の始まり

北海道に人類が住み始めたのは、今からおよそ2万5千年前とされており、また、およそ1万1千年前から縄文文化の時代が始まったとされていますが、人類学的な研究により、アイヌ民族の形質や遺伝的な特徴の中には、縄文時代まで遡るものがあることが明らかとなっています。

そして、7世紀以降《ヤウンモシリ》（北海道）で始まったとされる^{きつもん}擦文文化の時代にアイヌ文化の原型が見られ、13～14世紀頃にかけて、現在よく知られる形でのアイヌ文化の特色が形成されていったと考えられています。

1 【ヤウンモシリ】アイヌ語で《ヤウン》は「陸」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

2 【アイヌモシリ】アイヌ語で《アイヌ》は「人間」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

(2) 鎌倉時代から江戸時代まで

鎌倉時代以降、和人は《ヤウンモシリ》（北海道）との交易を盛んに行うようになりました。しかし、交易の拡大に伴い、和人の移住者が増えると、1457年に、アイヌ民族と和人の初めての大規模な武力衝突となったコシャマインの戦いが起こるなど、次第にアイヌ民族と和人の間で抗争が起きるようになりました。こうした戦いは長い間繰り返していましたが、16世紀半ばには、道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和（夷狄いてきの商舶往還しょうはくおうかんの法度はつと）し、交易が続けられました。

蠣崎氏から氏を改めた松前氏は、1604年に、徳川家康からアイヌ民族との交易の独占を認める黒印状を与えられ、松前藩を興しました。そして、松前藩は家臣たちに、領地や米に代えて、蝦夷地の一定の地域でアイヌ民族と交易をする権利を与えるようになり（商場知行制あきないばちぎょうせい）、アイヌ民族は和人に有利な条件での交易を強いられるようになりました。こうした状況の中、1669年には、シブチャリ（静内）の長であったシャクシャインがアイヌ民族を結集し、松前藩に対して大きな戦いを起こしました（シャクシャインの戦い）。最終的に、和平協議の場でシャクシャインが殺害されたことにより、戦いは終わりましたが、これ以降、松前藩はアイヌ民族に対する支配を強めていきました。

18世紀に入り、和人の商人が、松前藩やその家臣に上納金を納め、アイヌ民族との交易を請け負うようになると（場所請負制ばしやうけおいせい）、商人による漁場経営の労働力として、アイヌ民族は過酷な労働を強いられました。和人の勢力が伸張し、アイヌ民族が勢力を保っていた地域でも過酷な漁場労働を強いられるようになると、1789年には、クナシリ（国後島）やメナシ（根室、標津を中心とした北海道東部）地方のアイヌ民族が和人に対して蜂起しました（クナシリ・メナシの戦い）。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌ民族を説得し、松前藩と話し合いをしようとしたのですが、戦いの指導者たちが松前藩に殺害されたことにより、戦いは収束しました。この戦い以降も、依然としてアイヌ民族は厳しい労働環境に置かれ、また病気の流行なども相まって、幕末までには人口が急減しました。

(3) 明治時代以降

明治維新に伴い、明治2年（1869年）、明治政府は蝦夷地を「北海道」と改称し、また、開拓使を設置するなど、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出しました。そして、戸籍法の制定に伴う戸籍作成により、アイヌ民族は正式に日本の国民として組み込まれましたが、「旧土人」という呼称により、和人とは差別されました。一方、明治政府の同化政策として、明治4年（1871年）の開拓使布達などにより、アイヌ民族の風習は禁止の対象とされたり、日本人風の名前の使用や日本語の使用を強制されたりしました。また、明治5年（1872年）に定められた地所規則・北海道土地売貸規則じしよばいたいでは、従来アイヌ民族が狩猟や漁労、伐木などをしてきた土地であっても、新たに所有権を設定し、民間に売り払うこととされました。そして、明治10年（1877年）に制定された北海道地券発行条例では、アイヌ民族の居住地は、種類を問わず、全て官有地に編入することが定められま

した。こうした政府の土地政策が進められる中、伝統的な生業であったサケ漁やシカ猟も禁止されるなど、アイヌ民族の文化は深刻な打撃を受けました。

明治 19 年（1886 年）、北海道庁が置かれ、和人社会の構築が進められる中、明治 32 年（1899 年）には、北海道旧土人保護法が施行されました。この法律は、農業に従事していた、または従事しようとしたアイヌ民族に土地を与えることとしましたが、農地に向かない湿地や傾斜地などの土地（北海道旧土人保護法施行細則では、「未開地」と規定）が与えられたため、開墾できず土地を取り上げられたアイヌ民族が多くいました。また、教育面では、和人児童とは別の特設アイヌ学校「土人学校」が設置されましたが、日本語や和人風の習慣に沿った教育がなされ、教育内容や就学期間にも和人児童との格差がありました。

大正時代にかけて、アイヌ民族自身によって、差別に対する批判や、自立の道を模索することへの呼びかけなどが行われ、中には町や村の議員に当選する人もいました。しかし、こうした中であっても、アイヌ民族は社会の中で不利な立場に置かれ、差別されていた一方、戦争が始まると、和人との区別なく兵隊に召集されることとなりました。

3 アイヌ民族に関する戦後の動向

(1) 北海道アイヌ協会の設立

アイヌ民族への差別をなくし、和人との格差を解消しようとする活動は戦後も続けられ、昭和 21 年（1946 年）、北海道に居住するアイヌ民族による組織として、「北海道アイヌ協会」が設立されました（昭和 36 年（1961 年）、「北海道ウタリ³協会」への改称を経て、平成 21 年（2009 年）に再び「北海道アイヌ協会」に改称）。設立以降、先住民族アイヌの尊厳を確立するため、その社会的地位の向上や、文化の保存・伝承などに関する活動が行われました。平成 4 年（1992 年）には、国連の「世界の先住民の国際年」式典で、当時の北海道ウタリ協会理事長であった野村義一氏が、世界に向かってアイヌ民族の権利を訴えました。

(2) アイヌ文化振興法の施行

北海道ウタリ協会（当時）は、北海道旧土人保護法に代わる新たな法律の制定を求め、北海道知事と北海道議会議長に対する陳情を行いました。これを受け、北海道は、「ウタリ問題懇話会」を設置し、新法制定に向けた検討を行いました。そして、昭和 63 年（1988 年）8 月、同懇話会からの報告を基に、北海道と北海道議会、北海道ウタリ協会は、アイヌ民族に関する新たな法律の制定を国に要請しました。平成 7 年（1995 年）3 月、法制的問題を含め、今後のウタリ対策のあり方に関して意見をまとめるため、内閣官房長官の諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、平成 8 年（1996 年）4 月、同懇談会から報告書が提出されました。この報告書では、存立の危機にあるアイヌ文

3 【ウタリ】アイヌ語で「仲間」の意。

化の保存振興や、アイヌ民族に関する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現などを基本理念とする、ウタリ対策の新たな展開に関する提言がまとめられました。この提言を踏まえ、平成9年（1997年）7月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統などに関する国民への知識の普及・啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて日本の多様な文化の発展に寄与することを、その目的としました。そして、国の責務として、アイヌ文化を継承する者の育成など、アイヌ文化の振興などを図るための施策を推進するよう努めることなどが規定されました。

なお、平成9年（1997年）3月、二風谷ダムの建設工事は是非が争われた裁判について、札幌地方裁判所が下した判決は、原告の請求自体は棄却としながらも、アイヌ民族が「先住民族」であることを、国の機関として初めて認めました。

(3) 国連宣言と国会決議

平成19年（2007年）9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、日本も賛成して採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。昭和57年（1982年）、国連人権委員会の下部機関となる人権小委員会が先住民に関する作業部会を設置して以降、採択に至るまで20年以上にわたり議論が重ねられたとともに、その間アイヌ民族も様々な働きかけを行ってきました。

同宣言の採択を受け、平成20年（2008年）6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、冒頭、前年の国連宣言の採択は、アイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、その趣旨を体して具体的な行動をとることが日本に求められている、としました。そして、同宣言を踏まえ、アイヌ民族を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、言語や文化の独自性を有する先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を早急に講じることを、政府に求めました。

この決議と同日、内閣官房長官は政府として初めて、アイヌ民族が「先住民族」であるとの認識を表明し、アイヌ政策の推進に向けて有識者懇談会の設置を検討することとしました。

(4) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の設置

国会での決議を受け、平成20年（2008年）7月、今後のアイヌ政策のあり方に関する総合的な検討を行うため、内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。そして、アイヌ民族との意見交換や現地視察と併せて

検討が重ねられ、平成 21 年（2009 年）7 月、同懇談会により報告書がまとめられました。この報告書は、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、今後のアイヌ政策の基本的な考え方として、先住民族という認識に基づく政策展開を行う必要性や、国連宣言の意義の尊重などを挙げました。そして、具体的な政策として、国民の理解の促進や広義の文化に関する政策、推進体制の整備などに関する考え方を示しました。この報告書を基に、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成 21 年（2009 年）12 月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

4 アイヌ民族に関する最近の動向

(1) アイヌ政策推進会議での検討

平成 22 年（2010 年）3 月、アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」の作業部会が設置され、平成 23 年（2011 年）6 月、両作業部会から報告書が提出されました。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、日本が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族の共生を尊重していくため、アイヌ民族の歴史や伝統文化への国民理解の促進、アイヌ文化の復興と発展に関する中心的な拠点の必要性を示しました。そして、象徴空間が担う展示や体験交流などの具体的な機能、今後の検討課題などについてまとめました。

また、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告書は、北海道内と道外のアイヌ民族の生活実態は基本的に近似していることや、全国の状況と比較すると多くの面で格差が存在していることを明らかにしました。そして、全国の見地から生活・教育面での支援策に関し、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる、と総括しました。

両作業部会による報告書の提出後、その趣旨の実現に向けた検討を行うため、平成 23 年（2011 年）8 月、政策推進作業部会が設置されました。同部会では、設置以降、平成 30 年（2018 年）4 月に至るまで、「民族共生の象徴となる空間」や、アイヌ政策の再構築などに関する検討が続けられました。

(2) アイヌ施策推進法の施行

アイヌ政策推進会議や政策推進作業部会では、様々な議題と合わせ、数年にわたりアイヌ政策の再構築とその立法措置に関する検討が進められました。そして、こうした検討を経て、令和元年（2019 年）5 月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としました。

そして、この法律の規定に基づき、令和元年（2019 年）9 月、政府は「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。この基本方針は、アイヌ施策の意義として、アイヌ文化振興法の施行以降推進してきた文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としました。

(3) 民族共生象徴空間の設置

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書は、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、報告の考え方全体を体現する「扇の要」であり、日本が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない、多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つもの、と位置付けました。この報告書が提出された後、「民族共生の象徴となる空間」作業部会では、平成 22 年（2010 年）3 月以降、同空間の基本的な考え方などについて検討が行われました。

平成 23 年（2011 年）8 月以降は、政策推進作業部会で引き続き検討が進められ、平成 24 年（2012 年）7 月に、同作業部会からの報告などを踏まえ、「『民族共生の象徴となる空間』基本構想」が決定されました。また、平成 26 年（2014 年）6 月には、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

平成 30 年（2018 年）12 月に至るまで、アイヌ政策推進会議では、同空間に関する継続的な協議が行われました。そして、令和元年（2019 年）5 月に施行されたアイヌ施策推進法は、民族共生象徴空間の構成施設の管理に関する措置や、その管理を委託する指定法人などについて規定しました。

令和 2 年（2020 年）7 月、アイヌ文化の復興や民族の共生に関する拠点として、白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業しました。アイヌ民族による伝統文化の継承・創造や、国内外の人々のアイヌ民族に関する理解促進など、複合的意義・目的を有する拠点として、今後の幅広い利活用が期待されています。

<「先住民族」とは>

「先住民族」という言葉には、これまで様々な定義が充てられており、本章に掲載した経緯の中では、以下のような定義がなされています。

■二風谷ダム訴訟判決文（H9.3）より抜粋

「先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団である・・・（以下略）。」

■「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（H21.3）より抜粋

「先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である・・・（以下略）。」

■参考資料など

書 名	出版など	出版年月
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書	—	2009.7
アイヌ民族を理解するために (平成 30 年度版)	北海道環境生活部／出版	2019.3 (改訂)
アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料―第 6 集―	札幌市教育委員会／発行	2020.3
アイヌ民族：歴史と現在 ―未来を共に生きるために―	アイヌ民族文化財団／発行	2019.7
対アイヌ政策法規類集	河野 本道／編 北海道出版企画センター／出版	1981.9

■参考ホームページ

名 称	アドレス
内閣官房アイヌ総合政策室	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/
北海道環境生活部アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm
公益財団法人アイヌ民族文化財団	https://www.ff-ainu.or.jp/
民族共生象徴空間（ウポポイ）	https://ainu-upopoy.jp/

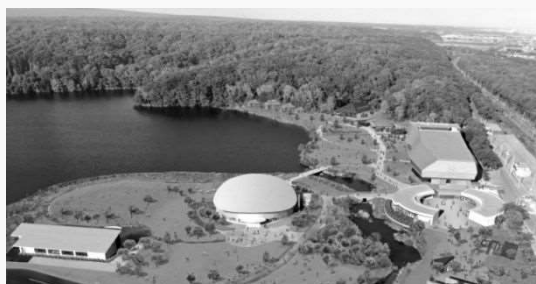
クローズアップ

ウアイヌコロ コタン

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）

民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興と発展のナショナルセンターとして、白老町のポロト湖畔周辺地域に設置されました。「国立アイヌ民族博物館」や「国立民族共生公園」を設置する区域を中核区域として、周辺の豊かな自然とともに文化伝承や体験交流を行う関連区域、アイヌ民族による尊厳ある慰霊の実現に向けた慰霊施設などから構成されています。施設内では、案内表示など、各所にアイヌ語が使用されるほか、展示は、「私たち」というアイヌ民族の視点で、「ことば」や「くらし」など、様々なテーマごとに文化や歴史などを紹介する構成になっています。

なお、同空間の愛称である《ウポポイ》は、「（大勢で）歌うこと」を意味するアイヌ語であり、一般投票を経て決定されました。また、民族共生象徴空間は、「ウアイヌコロ コタン」というアイヌ語訳が付けられており、《ウ》は「互いに」、《アイヌコロ》は「尊敬する」、《コタン》は「村」を意味します。



民族共生象徴空間（ウポポイ）の外観（イメージです）
（公財）アイヌ民族文化財団提供

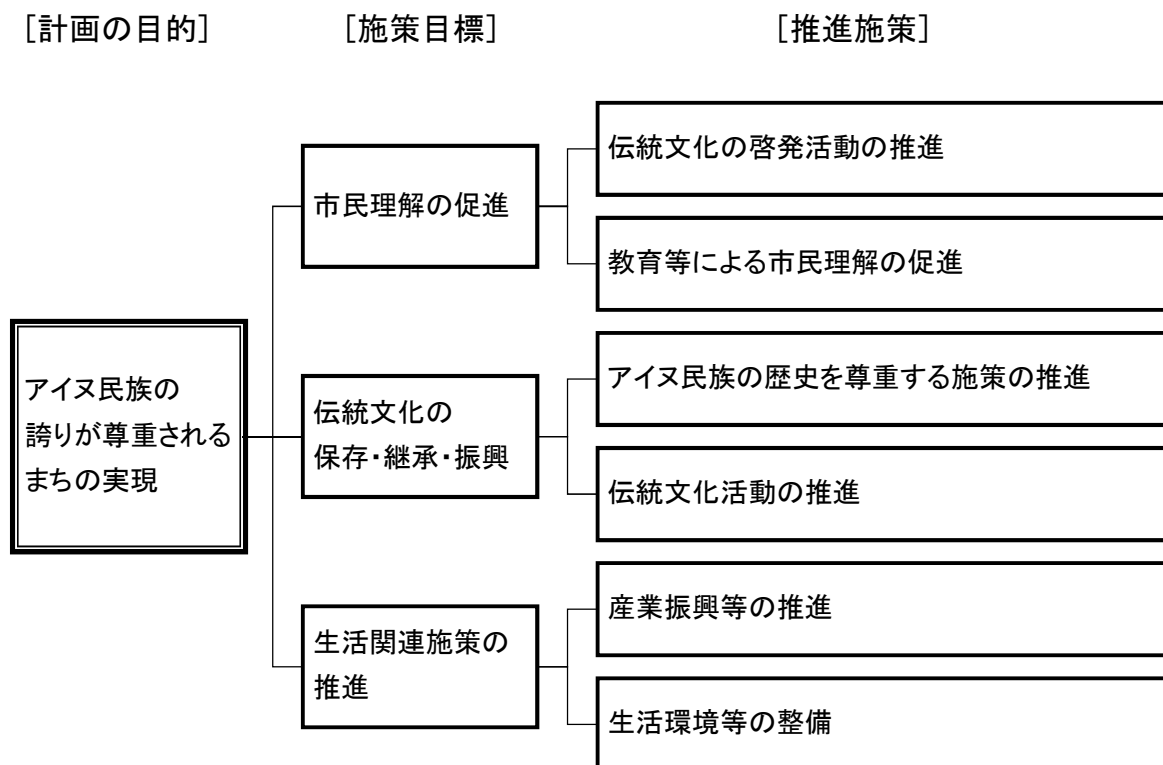
第3章 現状と課題

1 前計画の取組

平成22年（2010年）9月、概ね10年間をめぐり、本市が取り組むアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、これまで様々な施策を推進してきました。

■前計画の体系

計画の目的である「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、3つの施策目標を定め、6つの推進施策に取り組みました。



施策目標 1 市民理解の促進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、その歴史や伝統文化について市民理解の促進を図るため、様々な形での啓発活動や、児童・生徒の教育に関する施策の推進に取り組んできました。

■推進施策 1 伝統文化の啓発活動の推進

事業名	概 要
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民族の伝統に基づく刺しゅうや木彫りの制作など、アイヌ文化を体験する講座を開催しました。 【年間参加者数】H22：146人 → R 元：180人
アイヌアート・モニュメント ⁴ の制作・展示	アイヌ民族が制作したタペストリー ⁵ や、アイヌ民族と市民が共同制作したタペストリーを、札幌駅前通地下歩行空間などで展示しました。
札幌市アイヌ文化交流センターイベントの実施	札幌市アイヌ文化交流センターで、伝統楽器の演奏や舞踊の披露などを行うイベントを開催しました。 【年間参加者数】H22：608人 → R 元：1,464人
アイヌ語に関する啓発	「イランカラッテ」キャンペーン ⁶ の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行いました。
「シーニックバイウェイ北海道 ⁷ 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山渓ルート」の構成団体として、エリア内の観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図りました。
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントの開催に合わせ、伝統楽器の演奏や舞踊の披露など、アイヌ民族の伝統文化に関する情報発信事業を実施しました。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ⁸ 」の設置	平成31年（2019年）3月、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を設置し、アイヌ工芸品作家の作品展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設の広報を行いました。

4 【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

5 【タペストリー】主に壁掛けなどに用いられる室内装飾用の織物。

6 【「イランカラッテ」キャンペーン】民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラッテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

7 【シーニックバイウェイ北海道】地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域や美しい環境づくりを目指す取組。

8 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

■推進施策2 教育等による市民理解の促進

事業名	概要
ゲストティーチャー ⁹ 、アイヌ教育相談員 ¹⁰ による授業の実施	小学校や中学校で、ゲストティーチャーとして迎えたアイヌ民族や、アイヌ教育相談員により、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施しました。
副読本 ¹¹ や民具 ¹² などの活用	アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する副読本や映像資料、民具などを教材として活用しました。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供しました。 【年間参加校数】H22：34校 → R元：55校
小中高校生団体出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供しました。 【年間実施校数】H28（開始）：9校 → R元：35校
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施しました。
アイヌ民族に関する指導資料の作成・活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方などをまとめた指導資料を作成し、授業などに活用しました。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行いました。



小中高校生団体体験プログラムでの輪踊りの体験や屋外展示物の見学

9 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など。

10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や教育相談業務などを行う職員。

11 【副読本】教科書の補助的教材として使用する図書。

12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興を図るため、市内の遺跡の保存や出土資料の展示、伝統的な生活空間の再生などに取り組んできました。

■推進施策 1 アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進

事業名	概要
「サッポロさとらんど ¹³ 」の遺跡の保存	アイヌ民族から要望のあった「サッポロさとらんど」敷地内の遺跡を保存しました。
札幌市埋蔵文化財センターの展示の見直し	札幌市埋蔵文化財センターの展示室で、アイヌ文化期 ¹⁴ の出土資料の展示や、旧石器時代からアイヌ文化期に至る通史展示を行いました。

■推進施策 2 伝統文化活動の推進

事業名	概要
アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル ¹⁵ ）の再生	アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）をイメージして、伝承活動に必要なとなる植物や穀物などの自然素材の育成や、伝統文化の体験イベントを開催しました。
札幌市アイヌ文化交流センターの運営	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の民具 ^{※12} などを展示するほか、伝統文化の体験イベントを開催しました。また、館内に民族衣装を試着できる記念撮影コーナーを設置したほか、展示案内の多言語化に向けた環境の整備などにも取り組みました。 【年間来館者数】H22：47,586人 → R元：58,241人
札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度 ¹⁶ 導入の検討	本市が管理運営を行う、札幌市アイヌ文化交流センターについて、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めてきましたが、施設運営の効率性と、アイヌ文化に関する専門性を両立する体制の確保が整わず、前計画期間中の導入には至りませんでした。
伝統文化の担い手育成の支援	文化体験講座などの講師を勤める機会や、アイヌ民芸品販売会へ作品を出品する機会の提供などを通じ、伝統文化の担い手の育成を支援しました。

13 【サッポロさとらんど】東区丘珠町に設置した、季節野菜の収穫体験や各種講座などを行う「札幌市農業体験交流施設」の愛称。

14 【アイヌ文化期】本州の中世から近世に相当し、北海道の考古学上の時代区分として使用される名称。

15 【イオル】アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

※12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

16 【指定管理者制度】公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

施策目標 3 生活関連施策の推進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図るため、アイヌ民工芸品を販売する機会の確保や生活環境の整備に取り組んできました。

■推進施策 1 産業振興等の推進

事業名	概要
アイヌ民工芸品販売会の開催	札幌駅前通地下歩行空間で、アイヌ民工芸品の市場調査などを行うため、アイヌ民工芸品の販売会を開催しました。 【出品者数】H22：4人 → R元：7人
アイヌ民工芸品のブランド ¹⁷ 化	アイヌ民工芸品作家や、商品製造業者などを対象とした調査を実施し、アイヌ民工芸品の商品開発など、ブランド化に向けた取組を開始しました。

■推進施策 2 生活環境等の整備

事業名	概要
アイヌ生活相談員 ¹⁸ の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置しました。 【年間相談件数】H22：2,642件 → R元：1,264件
アイヌ教育相談員 ^{※10} の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒、または保護者からの教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置しました。 【年間相談件数】H22：671件 → R元：347件
アイヌ民族の児童・生徒への学習支援	平成24年度（2012年度）より、アイヌ民族の児童・生徒を対象として、夏季と冬季の長期休業期間に合わせ、学習支援を行いました。 【年間参加者数（延べ）】H24（開始）：20人 → R元：55人
市街地に相談・交流の場を確保	札幌市共同利用館 ¹⁹ の代替施設の確保に向け、検討を進めてきましたが、市街地に場所を確保することができず、前計画期間中の具体化には至りませんでした。

17 【ブランド】提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

18 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

※10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

19 【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

2 意見交換会

本計画の策定に先立ち、アイヌ民族の視点から見た現状を把握するため、アイヌ文化の保存・継承・振興などに関わる活動を行うアイヌ関連団体と、意見交換会を行いました。

※ 意見交換会の詳細は、巻末の資料2をご覧ください。

■主な意見

区 分	意 見
伝統文化の継承について	アイヌ語を継承する習慣がなくなっており、アイヌ語を話せる人が少なくなっている。
	若い世代が、年長者からアイヌ民族の伝統文化を学ぶ機会がなくなっている。
	アイヌ文化を継承していきたいという思いがあっても、生活を優先せざるを得ない状況にある。
	一般向けの文化体験事業はあるが、アイヌ民族間で伝統文化を継承することを目的として行われている取組がない。
	アイヌ民族であることを理由として、伝統文化の実践や継承を強要されたくない。
アイヌ民族に関する理解の促進について	生活の中で、自然にアイヌ文化に触れられる環境がよいと思う。
	アイヌ文化に関心がありながらも、関連するイベントなどの情報を得られていない人が多いと思う。
	子どもの頃から、アイヌ文化に触れる機会があればよいと思う。
札幌市アイヌ文化交流センターについて	札幌市アイヌ文化交流センターの展示に関する案内や、催事などを充実させてほしい。
アイヌ民芸品の販売について	札幌からアイヌ文化を発信するための拠点として、観光客が集まる場所に、アイヌ民芸品の販売場所があればよいと思う。
	海外からの観光客などにアイヌ文化を紹介する上で、確かな品質のアイヌ民芸品を購入できる販売場所にしなければならない。
その他自由意見	アイヌ文化と言えば特別視されがちだが、文化の違いによらず、互いを尊重できるまちになればよいと思う。
	アイヌ文化を体験する機会ができれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないかなと思う。
	アイヌ施策に取り組む上で、意見交換の機会を定期的に設けるなど、アイヌ民族と共に考えてほしい。

3 市民意識調査

本市では、各種施策などの周知度や要望を把握し、施策推進の参考とするため、無作為に選ばれた18歳以上の市民を対象として、市政に関するアンケート調査「市民意識調査」を実施しています。

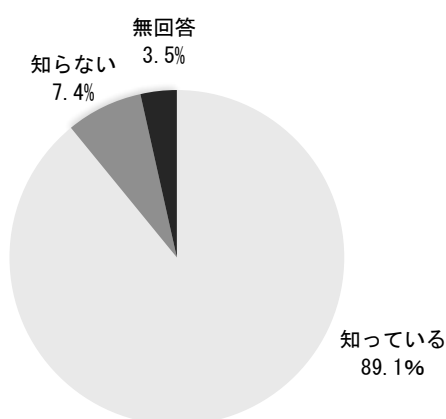
本計画の策定に先立ち、市民の視点から見たアイヌ施策の現状について把握するため、令和2年度第1回市民意識調査に際し、本市のアイヌ施策に関する質問項目を設け、調査を実施しました。

※ 令和2年度第1回市民意識調査結果の詳細は、巻末の資料3をご覧ください。

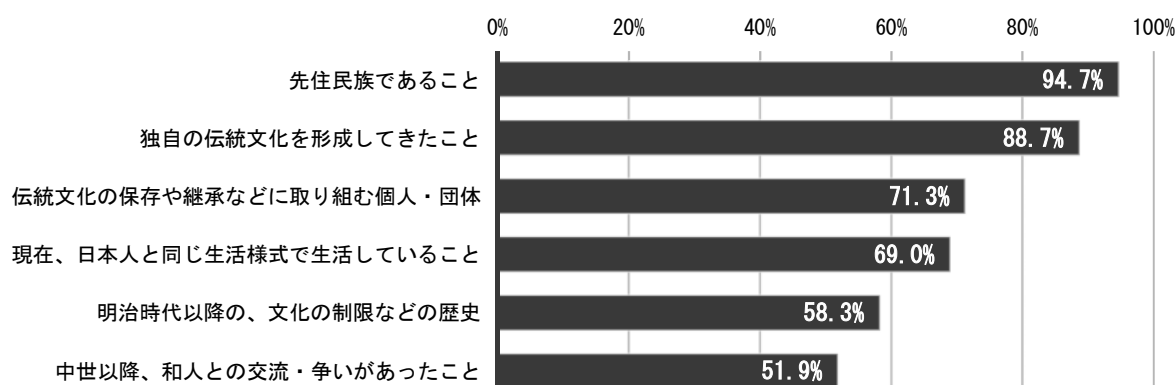
■アイヌ民族の認知度

アイヌ民族について、回答者のおよそ9割が、「知っている」と回答しました。しかし、アイヌ民族の文化的側面については認知度が高い一方、アイヌ民族の歴史的経緯については認知度が低い傾向にありました。また、アイヌ民族の伝統文化については、アイヌ文様やアイヌ民芸品など、文化そのものに関する認知度に比べ、その保存や継承を担うアイヌ民族の存在に関する認知度は低い傾向にありました。

○アイヌ民族について知っている人の割合

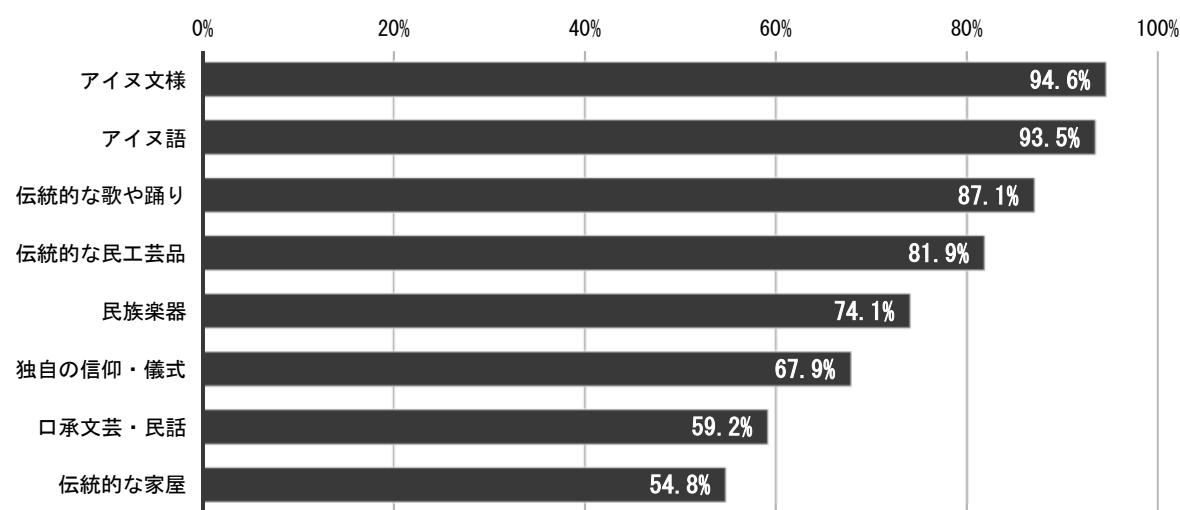


○アイヌ民族について知っていること【歴史関係】（複数回答）



※ 「アイヌ民族について知っている」と答えた方のみ回答

○アイヌ民族について知っていること【文化関係】（複数回答）



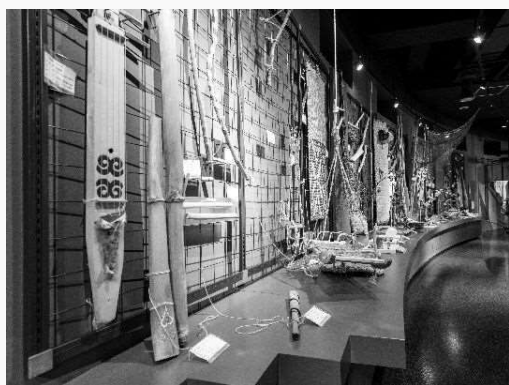
※「アイヌ民族について知っている」と答えた方のみ回答

クローズアップ

札幌市アイヌ文化交流センター（愛称：サッポロピリカコタン）

札幌市アイヌ文化交流センターは、平成 15 年（2003 年）、札幌市南区小金湯に設置した体験型のアイヌ文化施設です。北の大地に先住し、独自の文化を育んできたアイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、アイヌ語で「札幌の美しい村」を意味する《サッポロピリカコタン》の愛称で親しまれています。

館内には、およそ 300 点にわたるアイヌ民族の民具などを展示するほか、伝統楽器の演奏や舞踊を披露するなど、伝統文化の体験・交流イベントを開催しています。屋外には、アイヌ民族が生活していた家屋などが再現され、伝統的な儀式の場としても活用されています。



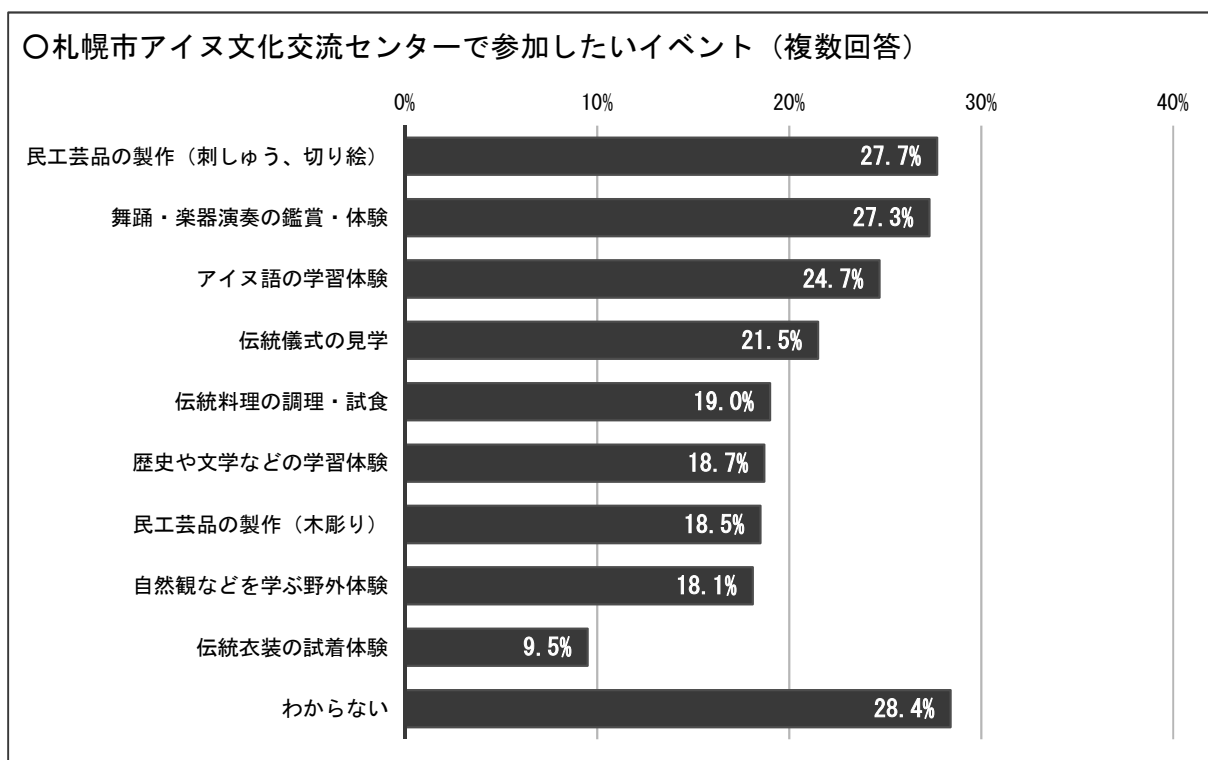
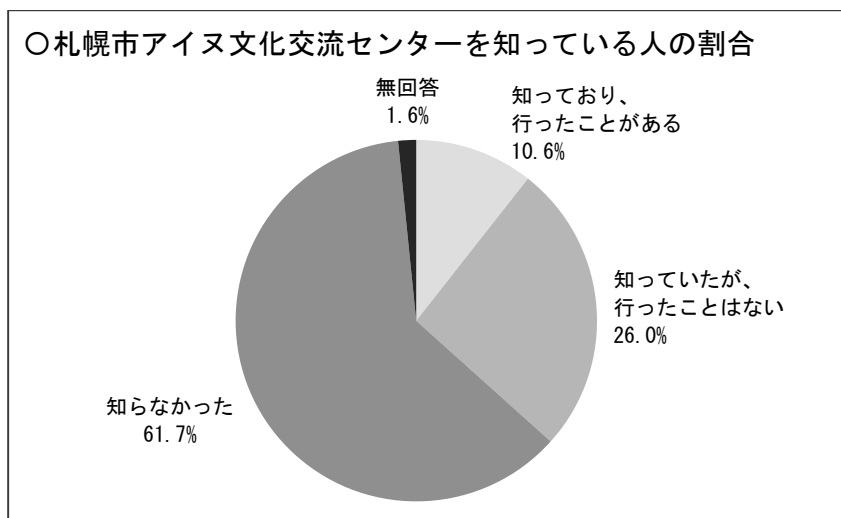
館内展示室に展示する民具など



屋外に再現した家屋

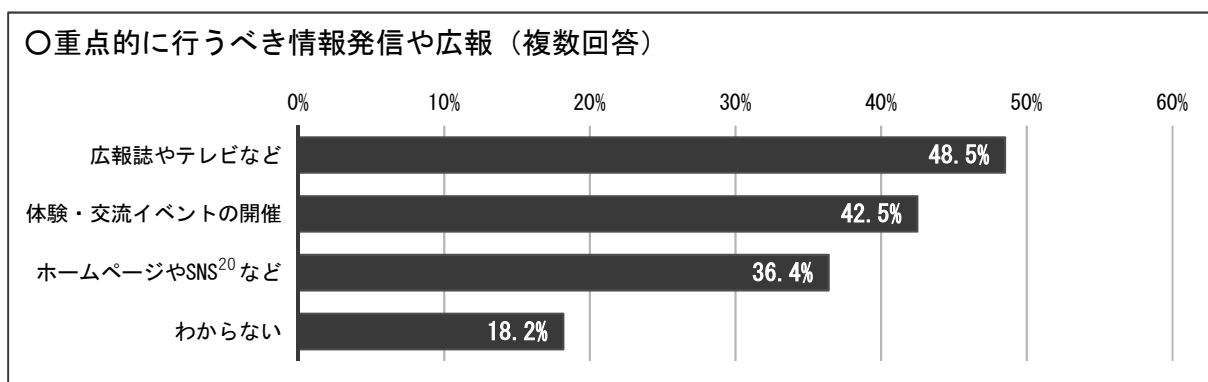
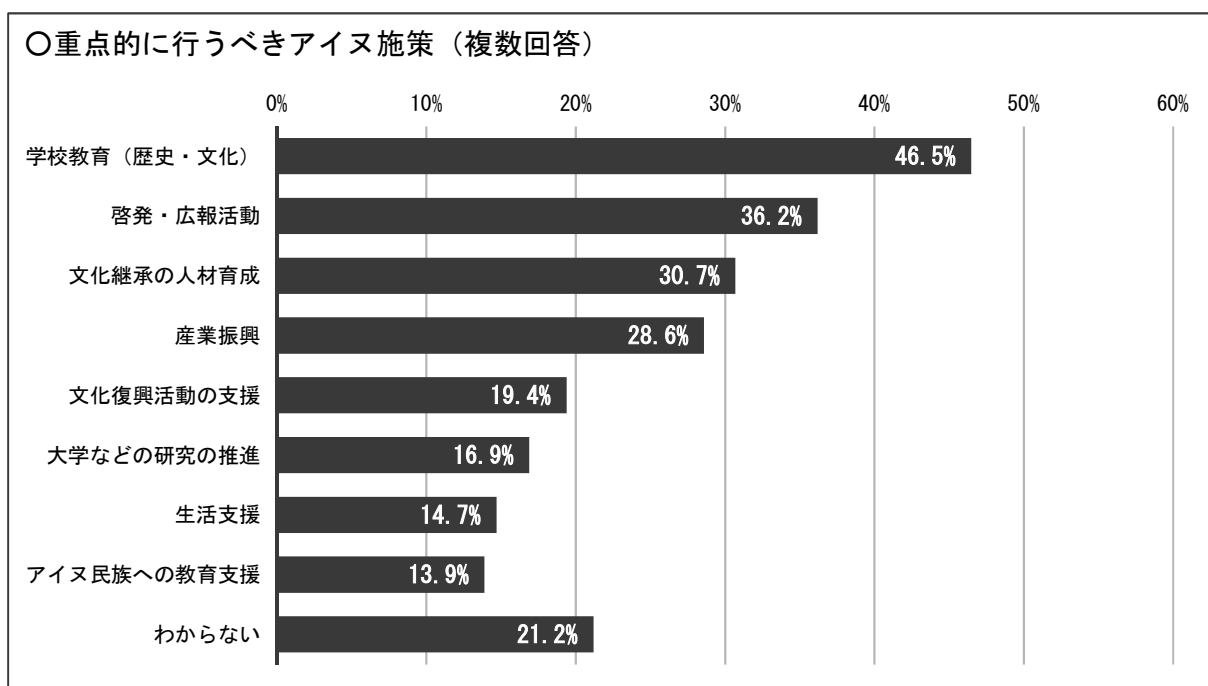
■札幌市アイヌ文化交流センターの認知度など

札幌市アイヌ文化交流センターについて、回答者のおよそ6割が、「知らなかった」と回答しました。また、同センターを知っていても、遠方であることなどの事情により、足を運ぶことが難しいとする意見もありました。同センターで開催するイベントについては、気軽にアイヌ文化に親しむことができる内容が好まれる傾向にありました。



■重点的に行うべき取組

アイヌ施策として重点的に行うべき取組については、アイヌ民族に関する理解の促進に関わる学校教育や啓発・広報活動を挙げる回答が多く、次いで、アイヌ文化振興に関わる人材育成や産業振興など、アイヌ文化関連の取組が多い結果となりました。また、情報発信や広報の手法については、多くの市民の目に触れる広報誌やテレビなどの媒体を通じた広報を挙げる回答がおおよそ5割となりました。



20 【SNS】Facebook、Twitter、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

4 課題

これまでに見た前計画の取組や意見交換会、市民意識調査の結果をまとめると、今後のアイヌ施策の展開に当たり、以下のような課題が挙げられます。

■伝統文化の継承を担う人材の育成に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	文化体験講座などの講師を勤める機会の提供などを通じ、伝統文化の担い手の育成を支援してきた。しかし、伝統文化に携わる活動を生業とすることが難しいなどの事情により、人材の育成が十分には進んでいない状況にある。
意見 交換会	現在、アイヌ民族の間で、アイヌ語を始め、伝統文化を継承する機会が希少なものとなっていることや、伝統文化の実践・継承を強要されたくないとする意見があった。
市民意識 調査	「アイヌ文化や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合は、回答者のおよそ6割（※）であった。また、重点的に行うべきアイヌ施策として「人材育成」を挙げた人の割合は、およそ3割で、設問中第3位であった。



課 題
アイヌ民族の中でも、伝統文化の継承に関して多様な考え方があることなどに配慮しながら、アイヌ文化の継承を担う人材の育成が必要である。

※ 市民意識調査の結果上、アイヌ民族について「知っている」と回答した人の内数としての割合を掲載しているため、「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から算出し直しています。

■アイヌ民族への理解の促進に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	都心部で開催される大型イベントと連携した啓発事業や、学校教育の中での学習機会の確保など、アイヌ民族に関する理解の促進に向けた取組を推進してきた。こうした取組は、一過性ではなく、継続的な実施が必要となる。
意見 交換会	催事開催などに関する広報の手法について工夫が必要であることや、子どもがアイヌ文化を体験する機会を確保することなどに関する意見があった。
市民意識 調査	アイヌ民族について知っている人の割合は、回答者のおよそ9割であった。また、重点的に取り組むべきアイヌ施策として、学校教育や啓発・広報活動を挙げる回答が上位であったほか、文化的側面に比べ歴史的経緯の認知度は低い傾向にあった。



課 題
アイヌ民族の歴史や伝統文化などについて、幅広く、また持続的に理解を得られるよう、啓発活動や学習機会の確保を継続的に実施していくとともに、広報の手法に関する工夫などが必要である。

■札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度の導入に向け、引き続き検討が必要である。
意見 交換会	展示内容をわかりやすく案内する仕組みや、多様な催事の開催が必要であるとする意見があった。
市民意識 調査	札幌市アイヌ文化交流センターを知らなかった人の割合は、回答者のおよそ6割であった。また、参加してみたいイベントは、「わからない」とする回答が最も多かったものの、伝統的な民芸品の製作や、伝統的な舞踊や楽器演奏の鑑賞・体験を挙げる回答が上位であった。



課 題
情報発信などによる、札幌市アイヌ文化交流センターの認知度の向上に加え、展示物の案内手法に関する工夫や、体験・交流の機会を創出するイベントの開催など、利用環境の充実に取り組んでいく必要がある。併せて、指定管理者制度の導入について、引き続き検討が必要である。

■アイヌ民芸品の販売場所の設置に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	アイヌ民芸品販売会の実績から、アイヌ文化に関する市民の関心の高さをうかがうことができた一方、アイヌ民芸品作家からは、制作した作品の販路開拓を望む声があった。
意見 交換会	札幌からアイヌ文化を発信する拠点として、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置を求める意見や、その販売場所では、アイヌ文化を正しく表現した製品を紹介することが大切であるとする意見があった。また、産業振興の観点からは、製品の量産体制を確保することも必要である一方、アイヌ民芸品作家は、アイヌ文化を正しく表現することを大切にしていることに配慮が必要である。
市民意識 調査	「アイヌ民族独自の伝統的な民芸品があること」について知っている人の割合は、回答者のおよそ7割（※）であった。



課 題
市民や観光客が身近にアイヌ文化に親しむことができるよう、アイヌ民芸品が気軽に購入できる、常設的な販売場所の設置が必要である。

※ 市民意識調査の結果上、アイヌ民族について「知っている」と回答した人の内数としての割合を掲載しているため、「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から算出し直しています。

■アイヌ民族の交流・継承の場の確保に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	札幌市共同利用館 ^{※19} の代替施設の確保について、引き続き検討が必要である。
意見 交換会	アイヌ民族の間で、年長者から若い世代に伝統文化を伝えるための機会が希少なものとされている、という意見があった。
市民意識 調査	—



課 題
将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための機会や、そのための場として札幌市共同利用館の後継施設の確保が必要である。

上記のような課題の解決に向け、本計画では、前計画で定めた施策目標の基本的な枠組みは引き継ぎながら、新たな施策目標を加え、現状に沿って計画体系の再構築を行います。そして、前計画から引き続き取り組んでいくことが求められる取組のほか、新たな取組を加え、より幅広く、また、長期的な視点を持ってアイヌ施策を推進します。



アイヌ文化体験講座で実施した刺しゅうの講座やエコツアー

※19 【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

前計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図ることを目的として、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活環境の整備を図るため、様々な施策を推進してきました。

アイヌ施策推進法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としています。そして、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統や多様な民族の共生、多様な文化の発展について、国民の理解を深めることを旨として、アイヌ施策の推進を図ることなどを、その基本理念としています。

さらに、同法では、その基本理念に沿ってアイヌ施策を策定し、実施することを地方公共団体の責務の一つとして規定しています。その責務を果たしていくため、本計画を策定し、本市のアイヌ施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎を構築した上で、各施策の展開を通じ、引き続き同法の目的として示された「アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現」を図る必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念は、前計画の目的を引き継いで「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」と定め、アイヌ施策推進法の基本理念などを踏まえながら、アイヌ施策のさらなる推進に取り組みます。

2 施策目標

アイヌ施策推進法に基づき、令和元年（2019年）9月、政府はアイヌ施策の基本方針として「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。

この基本方針は、アイヌ施策の実施に当たり、アイヌ民族が抱える課題の解決を図るためには、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、また、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としています。

本計画では、これまでに整理した課題のほか、アイヌ施策推進法や政府が定めた基本方針などを踏まえながら、前述の基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を定め、各施策を展開していきます。

(1) アイヌ文化の保存・継承・振興

アイヌ民族は、アイヌ語を始めとして、長きにわたり独自の文化を築いてきました。しかし、本計画の第2章で概観したとおり、過去の同化政策の影響などにより、アイヌ文化は存続の危機にさらされてきました。こうした背景を基に、アイヌ施策推進法は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講じるよう努めることを、地方公共団体の責務の一つとして規定しています。

現在、アイヌ民族の間で、伝統文化を継承する機会が希少なものとなっており、その文化を継承するための機会を確保し、その担い手となる人材を育成することが課題とされています。また、こうした課題に取り組むに当たっては、アイヌ民族の中でも、伝統文化の継承について多様な考え方があることに、配慮が必要となります。

これまで受け継がれてきたアイヌ文化を保存し、次の世代へ継承していくことは、アイヌ施策の基礎と言えます。本計画の基本理念の実現に向け、アイヌ民族がこれまで築いてきた伝統文化の歴史的意義と、アイヌ民族の自発的意思の双方を尊重しながら、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組めます。

(2) アイヌ民族に関する理解の促進

本計画の第2章では、日本が近代化する過程の中で、アイヌ民族が、和人から過酷な労働を強いられ、差別の対象とされてきた歴史を概観しました。平成20年（2008年）6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、こうした歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20年（2008年）から4年間にわたり実施した調査結果である「北海道アイヌ民族生活実態調査報告」は、アイヌ民族への差別は、学校生活、結婚、就職・職場の場面で生じやすく、とりわけ小中学校でのいじめは、アイヌ民族の普遍的な経験となっている、としました。また、平成29年（2017年）に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」は、現在もアイヌ民族へのいわれのない差別があるということが結果に表れている、としました。

前計画では、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動の実施や、児童・生徒の学習機会の確保などに取り組んできましたが、前述のような状況や意見交換会の実施結果などを考慮すると、今後もこうした取組の継続的な実施が必要です。

本計画の基本理念を実現するに当たり、アイヌ民族が歴史上置かれてきた立場などについて、幅広く、持続的に理解を得ていくことが不可欠です。今後も、様々な機会を通じた啓発活動や学習機会の確保などを通じ、アイヌ民族に関する理解の促進を図ります。

(3) 体験・交流の促進

札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉は、まちづくりの7つの分野の内、「地域」分野の基本目標の一つとして、「共生と交流により人と人がつながるまち」の実現を挙げています。そして、多文化共生の意識を醸成し、様々な国籍や民族の人々が、互いの文化的な違いを認め合い、地域の一員として生活するまちの姿を実現することとしています。

本市では、こうした趣旨を実現するため、平成15年（2003年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターを拠点施設として、アイヌ民族の伝統文化に関する様々な体験・交流事業を実施してきました。しかし、先の市民意識調査では、回答者となった市民のおよそ6割が「（同センターを）知らなかった」と回答しました。アイヌ文化の体験・交流の拠点として、同センターのさらなる利活用に向け、情報発信や体験・交流の機会を創出するイベントの開催などに取り組んでいく必要があります。

アイヌ関連団体との意見交換会で、「アイヌ文化を体験する機会があれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないか」とする意見があったように、アイヌ文化の体験や交流を促進することは、多文化共生のまちづくりの基礎を成すものと言えます。

本計画の基本理念の実現に向け、札幌市アイヌ文化交流センターの魅力の創出に取り組むとともに、こうした環境を活用した体験・交流の促進を図ります。

(4) 産業等の振興

アイヌ施策推進法に基づき、政府が定めた「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」では、今後推進していくアイヌ施策の方向性として、産業振興などの視点が取り入れられました。そして、民族共生象徴空間の開業を契機として、現在、アイヌ文化は、特に産業や観光に関する観点から、これまで以上に注目を集めています。

先の意見交換会では、札幌からアイヌ文化を発信する拠点、アイヌ文化と市民や観光客を結ぶ場として、アイヌ文化を表現した作品を紹介する、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置を期待する意見がありました。

一方、アイヌ民芸品作家は、作品の制作を通じてアイヌ民族の伝統を正しく表現するため、その品質を守ることを大切にしています。産業の観点からは、製品の安定供給のため、量産体制を確保することなども必要である一方、こうした作り手の思いに十分に配慮し、その両立の下に販売体制を構築することが必要です。

本計画の基本理念の実現に向け、こうした様々な視点を考慮した上で、産業などの観点からも、アイヌ文化の振興に取り組めます。

(5) 生活関連施策の推進

北海道は、昭和49年度（1974年度）からこれまで、4次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」や、3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、アイヌ

民族の生活向上に関する施策を推進してきました。そして、令和3年度（2021年度）からは、「北海道アイヌ政策推進方策」（令和3年（2021年）3月策定予定）に基づき、アイヌ民族の生活の向上などに関する施策が進められます。

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、昭和52年（1977年）から住宅新築資金等の貸付事業を開始したほか、昭和53年（1978年）には、札幌市生活館²¹を設置するとともに、アイヌ生活相談員^{※18}を配置するなど、アイヌ民族の生活支援に取り組んできました。本計画の基本理念の実現に当たり、国や北海道による施策の展開を見極めながら、引き続きこうした生活関連施策の推進に取り組めます。

併せて、将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、伝統文化を継承するための場の確保が望まれていることから、今後は伝統文化の継承という視点も取り入れながら、生活関連施策に取り組めます。

なお、第3章で整理した課題は、以下の各施策目標の達成に向けた取組を通じ、検討や具体化などを進めていきます。

第3章に掲載した課題	関連する施策目標
【課題1】伝統文化の継承を担う人材の育成に関すること	【施策目標1】 アイヌ文化の保存・継承・振興
【課題2】アイヌ民族への理解の促進に関すること	【施策目標2】 アイヌ民族に関する理解の促進
【課題3】札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実にに関すること	【施策目標3】 体験・交流の促進
【課題4】アイヌ民芸品の販売場所の設置に関すること	【施策目標4】 産業等の振興
【課題5】アイヌ民族の交流・継承の場の確保に関すること	【施策目標5】 生活関連施策の推進

21 【札幌市生活館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。平成15年（2003年）からは、札幌市アイヌ文化交流センターを、札幌市生活館として位置付けている。

※18 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

■本計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連性

平成 27 年（2015 年）9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを定めました。

政府は、平成 28 年（2016 年）5 月、SDGs の実施に向けた国内の基盤整備として「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月に「SDGs 実施指針」を決定しました。

この指針は、地方自治体の役割の一つとして、様々な計画に SDGs の要素を反映することなど、積極的な取組により、広く SDGs を浸透させることを挙げました。

本計画では、以下の関連施策の推進を通じ、SDGs に定める目標（ゴール）の達成に寄与していきます。



SDGs 関連目標		関連施策（※）
 4 質の高い教育をみんなに	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	施策目標 2－推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実
 8 働きがいも経済成長も	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	施策目標 4－推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進 施策目標 4－推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進
 10 人や国の不平等をなくそう	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	施策目標 2－推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進 施策目標 3－推進施策 2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出

※ 関連施策として掲載した推進施策については、第 5 章で取り上げます。

第5章 具体的な取組

1 計画体系

本計画では、基本理念として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図るため、第4章のとおり5つの施策目標を定めます。そして、その施策目標の達成に向け、9つの推進施策を定めます。

《 基 本 理 念 》 アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興

推進施策1 アイヌ文化の継承と人材育成

推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生

施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進

推進施策1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進

推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実

施策目標3 体験・交流の促進

推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出

推進施策2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出

施策目標4 産業等の振興

推進施策1 アイヌ文化のブランド化の推進

推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進

施策目標5 生活関連施策の推進

推進施策1 生活環境等の整備

2 各施策の具体的な取組

施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興

推進施策 1 アイヌ文化の継承と人材育成

アイヌ民族の伝統文化を将来にわたって継承していくに当たり、その継承を担う人材の育成が課題となっています。アイヌ民族が、次の世代へ、アイヌ語や伝統文化を継承するための仕組みの構築や、人材の育成に関わる活動への支援を通じ、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
伝統文化の担い手を育成する仕組みの検討 新規	アイヌ民族が、アイヌ語やアイヌ民芸品の制作などに関わる技術を継承し、伝統文化の担い手を育成していくための仕組みの構築に向けた検討を進めます。
交流・継承の機会の確保に関する検討 新規	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う機会の確保に向けた検討を進めます。
民芸品などの展示場所の提供	アイヌ民芸品作家の活動のきっかけとなるよう、札幌市アイヌ文化交流センターや、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」で、アイヌ民芸品の展示場所を提供します。
アイヌアート・モニュメント※4の制作・展示	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。
アイヌ文化の保存・継承・振興活動への支援	アイヌ文化の保存・継承・振興のため、アイヌ関連団体が実施する活動に必要な経費の一部を助成します。

※ 本計画から新たに実施する取組は、事業名の欄に **新規** と記載しています。



アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌアート・モニュメントを、都心部に展示

※4【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生

アイヌ民族は、自然と密接に関わりながら生活を営み、その中で独自の文化を育んできました。こうした、アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル※15）の再生に関する事業の実施を通じ、アイヌ民族の伝統文化の保存や継承に取り組めます。

■具体的な取組

取組名	概 要
イオルでの自然素材の育成	イオルで、アイヌ民族がアイヌ料理などに使用する、植物や穀物などの自然素材の育成に取り組めます。
自然素材を活用した体験機会の創出	植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図ります。

クローズアップ

アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりや、道内のアイヌ関連施設の情報を発信する場として、平成31年（2019年）3月、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を設置しました。《ミナパ》は、「大勢が笑う」という意味のアイヌ語であり、この空間を訪れる市民や観光客に笑顔になってほしいという願いが込められています。

この空間では、アイヌ民芸品作家が制作した作品を展示するほか、大型画面でアイヌ語を使用した時間表示や天気予報などを放映しています。空間を囲む14本の柱「カムイの大樹」は、この大型画面で表示される、道内14地域の気温と連動して色を変える仕組みになっています。また、天井には、樺太・千島や日高地方などの伝統的なアイヌ文様をモチーフとしたパネルを設置し、空間全体にアイヌ文化が感じられる雰囲気演出しています。そして、沙流川流域から出土した樹齢400～500年の埋もれ木の上に、大きなシマフクロウ《コタンコロカムイ》（アイヌ語で「村の守り神」の意。）が大きく翼を広げたオブジェ《イウォルン パセ カムイ》（アイヌ語で「その場所を見守る神様」の意。）は、貝澤 徹氏の制作によるアイヌ工芸作品であり、同空間のシンボルとなっています。



ミナパに設置したシンボルオブジェ

※15 【イオル】 アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進

推進施策1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進

アイヌ民族の誇りが尊重され、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図る上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、幅広く理解を得ることが重要です。様々な機会を通じ、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動を行い、市民を始め、国内外の人々が理解を深めるためのきっかけづくりに取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ関連施設などの観光プロモーション ²² 新規	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民芸品の制作などを体験する講座を開催します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。
アイヌ語に関する啓発	「イランカラプテ」キャンペーン ^{※6} の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行います。
生涯学習施設 ²³ との連携	生涯学習施設と連携し、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する機会の拡充に取り組みます。
「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク ²⁴ 」による連携	市内の環境関連施設と連携し、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、アイヌ民族の自然観などの普及啓発を図ります。
広報誌やパンフレットなどによる広報	本市の広報誌「広報さっぽろ」や本市ホームページ、パンフレットなどにより、各種イベントの開催や、札幌市アイヌ文化交流センターなどに関する広報を行います。
アイヌアート・モニュメント ^{※4} の制作・展示（再掲）	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。

22 【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※8 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

※6 【「イランカラプテ」キャンペーン】民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

23 【生涯学習施設】図書館や博物館など、人が生涯に渡り、主体的に継続して行う学習を支える施設。

24 【生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク】生物多様性に関する市民理解の促進などを目的として、市内の環境関連施設をネットワーク化し、情報の共有や連携を通じて生物多様性保全の取組を効果的に進める仕組み。

※4 【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策２ アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実

児童・生徒が、互いの個性や多様性を認め合い、尊重する姿勢を身に着ける上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めることは、人間尊重の教育の視点からも重要です。こうした教育施策の一環として、児童・生徒が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について学習する機会の確保に取り組みます。また、アイヌ民族に関する正しい認識の下に授業などが行われるよう、引き続き教職員の研修などを実施します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
民族共生象徴空間と連携した学習の実施 新規	民族共生象徴空間を児童・生徒の学習の場として活用し、展示品の見学やアイヌ文化を体験する学習を実施します。
ゲストティーチャー ^{※9} 、アイヌ教育相談員 ^{※10} の活用	小学校や中学校で、ゲストティーチャーとして迎えたアイヌ民族や、アイヌ教育相談員により、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施します。
伝統楽器などの教材としての活用	アイヌ民族の伝統楽器や民具 ^{※12} などを、授業の教材として活用できる環境を確保します。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供します。
小中高校生団体出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供します。
札幌市アイヌ文化交流センターの展示内容の充実	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する展示内容の充実に取り組みます。
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施します。
アイヌ民族に関する指導資料の活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方などをまとめた指導資料を、授業などに活用します。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行います。

※9 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など。

※10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

※12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標 3 体験・交流の促進

推進施策 1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出

札幌市アイヌ文化交流センターは、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、民具^{※12}や家屋（チセ²⁵）などを展示するほか、様々な体験交流イベントを開催しています。今後も、多くの市民や観光客に親しまれるよう、展示内容の充実や利便性の向上など、同センターのさらなる魅力の創出や、情報発信などに取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
文化体験コーナーの設置 新規	アイヌ民族が講師となり、アイヌ民芸品の制作を行う体験コーナーを設置します。
札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 新規	札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、アイヌ民族の食文化を主題とした展示コーナーを設置します。
映像コンテンツ ²⁶ の制作 新規	アイヌ民族の伝統文化を紹介する映像コンテンツを制作し、活用を図ります。
音声案内システムの設置 新規	札幌市アイヌ文化交流センター内に、来館者を音声で案内するシステムを設置します。
アイヌ関連施設などの観光プロモーション ^{※22} 新規 (再掲)	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
老朽化した展示物の更新	老朽化した家屋（チセ）などの更新により、展示物の安全性の確保や魅力の向上を図ります。
指定管理者制度 ^{※16} 導入に関する検討	札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度導入に向け、運営形態のあり方などを引き続き検討します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信 (再掲)	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。
広報誌やパンフレットなどによる広報 (再掲)	本市の広報誌「広報さっぽろ」や本市ホームページ、パンフレットなどにより、各種イベントの開催や、札幌市アイヌ文化交流センターなどに関する広報を行います。

※12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

25 【チセ】アイヌ語で「家」の意。

26 【コンテンツ】データ形式で提供される画像や動画、音声などの情報の内容。

※22 【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※16 【指定管理者制度】公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

※8 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

推進施策２ アイヌ文化の体験・交流の機会創出

市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、国際交流も視野に入れながら、引き続きその機会の創出に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
体験・交流イベントの開催	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の舞踊やアイヌ民工芸品の制作などを体験する、様々な体験・交流イベントを開催します。
伝統儀式の開催に合わせた交流機会の創出	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の伝統儀式「コタンノミ ²⁷ 」の開催に合わせ、一般参加形式で輪踊りを実施します。
自然素材を活用した体験機会の創出（再掲）	植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図ります。
大型イベントと連携した情報発信（再掲）	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化体験講座の開催（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民工芸品の制作などを体験する講座を開催します。
小中高校生団体体験プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供します。
小中高校生団体出前体験プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供します。

27 【コタンノミ】アイヌ語で《コタン》は「集落・村」、《ノミ》は「祈る」の意。家と村の無事を祈る儀式。

施策目標 4 産業等の振興

推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進

アイヌ民族が築いてきた伝統文化は、木彫りや刺しゅうなど、様々な形でその独自性を表現しています。多くの市民や観光客が、アイヌ文化の魅力に触れ、また、産業の観点からもアイヌ文化の振興を図るため、アイヌ民工芸品の販売機会を確保するとともに、そのブランド※¹⁷化の推進に取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ民工芸品の販売機会の確保 新規	札幌駅前通地下歩行空間などで、アイヌ民工芸品の販売会を開催します。また、都心部に、アイヌ民工芸品の常設的な販売場所を設置します。
アイヌ民工芸品のブランド化	アイヌ民工芸品について、ニーズに合わせた商品開発、販路拡大や情報発信などのプロモーション※ ²² を通じ、製品として、さらなる価値の向上を図ります。



札幌駅前通地下歩行空間でのアイヌ民工芸品販売会

※¹⁷【ブランド】提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

※²²【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進

民族共生象徴空間の開業を契機として、アイヌ文化は、観光分野でも国内外から注目を集めています。観光関連団体などと連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターや民族共生象徴空間の活用を促進し、市民や国内外の人々が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めるきっかけをつくるため、観光プロモーション^{※22}を推進します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ関連施設などの観光プロモーション 新規 (再掲)	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
「シーニックバイウェイ北海道 ^{※7} 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート」の構成団体として、エリア内の様々な観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図ります。
大型イベントと連携した情報発信(再掲)	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信(再掲)	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。



アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

※22【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※7【シーニックバイウェイ北海道】地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域や美しい環境づくりを目指す取組。

※8【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

施策目標 5 生活関連施策の推進

推進施策 1 生活環境等の整備

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、これまで住宅新築資金等の貸付や、アイヌ生活相談員^{※18}・アイヌ教育相談員^{※10}の配置などの生活関連施策を行ってきました。これまでの取組に、今後は文化の継承という視点も取り入れながら、生活環境の整備に向けた取組を行います。

■具体的な取組

事業名	事業内容
住宅新築資金等の貸付	アイヌ民族が住宅を新築・改築するために必要な資金の貸付を行います。
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置します。
アイヌ教育相談員の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒、または保護者からの教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置します。
アイヌ民族の児童・生徒への学習支援	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。
交流・継承の場の確保に関する検討	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う場として、札幌市共同利用館 ^{※19} の後継施設の確保に向けた検討を引き続き進めます。

※18【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

※10【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

※19【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

名 称	概 要
札幌市アイヌ施策推進委員会	本市のアイヌ施策に関する審議を行う附属機関として、各施策の進捗状況に関する検証などを行います。
国・北海道	アイヌ施策推進法に基づく施策を円滑に実施していくため、国と緊密に連携します。また、北海道が策定する方策なども十分に踏まえ、必要な連携を図ります。
アイヌ関係団体など	アイヌ施策の推進に当たり、アイヌ関連団体との意見交換の場を設けるなど、アイヌ民族の意見を反映するための機会を確保しながら、施策の充実に取り組みます。
関係部局	教育や文化など、様々な分野にわたる施策の推進を図るため、各施策を担う関係部局と緊密に連携します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗を管理するため、札幌市アイヌ施策推進委員会で、計画期間内の年度終了ごとに、施策の進捗状況などの検証を行います。そして、その検証結果を踏まえ、次年度以降の施策のさらなる充実に取り組みます。

また、本計画の計画期間となる令和12年度（2030年度）までの間、国・北海道の施策や社会環境などの変化、アイヌ関連団体との意見交換を踏まえ、施策の再点検などが必要となる場合は、札幌市アイヌ施策推進委員会の意見を十分に考慮し、必要な措置を講じます。

なお、アイヌ政策推進交付金を活用した取組については、同交付金制度の動向を踏まえ、適宜見直しを行います。



札幌市アイヌ文化交流センターでのイベントで披露する舞踊や伝統楽器の演奏

3 指標

本計画の実施状況を検証・評価し、施策のさらなる充実につなげるため、各施策目標に以下のとおり指標を定めます。

施策目標	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
1	「個人や団体としてアイヌ語や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合（※）	63.5%	80.0%
	伝統文化の担い手育成の仕組みの構築	—	構築
2	アイヌ民族について知っている人の割合	89.1%	100.0%
3	札幌市アイヌ文化交流センターについて知っている人の割合	36.6%	60.0%
4	「アイヌ民族独自の伝統的な民芸品があること」について知っている人の割合（※）	73.0%	80.0%
	アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置	—	設置
5	交流・継承の場の確保	—	確保

※ アイヌ民族について「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から、現状値を再計算しています。

また、「札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）」では、計画期間となる令和5年度に向け、以下の指標を設定しています（令和6年度以降は、次期プランで新たに指標を設定予定）。同プランで設定する指標も、本計画の取組の検証・評価に使用します。

■札幌市アイヌ施策実施プランの指標（参考）

指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
アイヌ文化体験講座年間参加者数	180 人	300 人
小中高校生団体体験プログラム・出前体験プログラム年間参加校数	90 校	130 校
民族共生象徴空間バスツアー年間参加者数	—	1,000 人
札幌市アイヌ文化交流センター年間来館者数	58,241 人	62,000 人
体験交流事業年間参加者数	103 人	150 人
アイヌ民芸品販売会年間購買者数	—	1,000 人

資料 1 札幌市アイヌ施策推進委員会

1 札幌市アイヌ施策推進委員会の概要

「札幌市附属機関設置条例」に基づく附属機関として、本市のアイヌ施策の実施状況などについて審議を行うため、札幌市アイヌ施策推進委員会を設置しています。

委員は、アイヌ民族関係者、人権擁護関係者、教育関係者、公募による市民などで構成され、任期は3年としています。

2 委員名簿

◎:委員長

氏 名	所属など
阿部 一司	札幌アイヌ協会 会長
飯田 昇	公募
貝澤 文俊	札幌アイヌ協会 事務局長
北 由美子	公募
栗原 史 (令和2年10月29日付委嘱)	サッポロビール株式会社 北海道本社北海道戦略営業部参事 サッポロビール博物館館長
小樋山 規之 (令和2年8月31日付退任)	サッポロビール株式会社 北海道本社副代表
多原 良子	札幌アイヌ協会 副会長
永宮 慎也	札幌市立南郷小学校 校長
本田 優子	札幌大学 地域共創学群教授
◎ 松久 三四彦	北海学園大学 法科大学院法務研究科長・弁護士
八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会会長・弁護士

(敬称略、五十音順)

3 本計画の審議経過

実施回		開催時期	審議事項
令和元年度	第2回	令和元年10月4日	・ 前計画の振り返り
	第3回	令和2年1月20日	・ 計画の構成（名称、期間、体系など）
	第4回	令和2年3月26日	・ 前回の審議を踏まえた修正事項 ・ 計画の構成（体系など）
令和2年度	第1回	令和2年5月25日	・ 前回の審議を踏まえた修正事項 ・ 計画の趣旨や課題など
	第2回	令和2年7月13日	・ 前回の審議を踏まえた修正事項 ・ 具体的な取組など
	第3回	令和2年9月25日	・ 前回の審議を踏まえた修正事項 ・ 計画素案全体の確認
	第4回	令和3年3月29日	・ 計画の最終確認

資料 2 意見交換会の実施結果

1 実施概要

団体名	活動概要	開催日・参加人数
札幌大学 ウレシパ ²⁸ クラブ	アイヌ文化に関する学習会や、学内外にアイヌ文化を発信する活動を行っている。	開催日：令和2年7月6日（月） 参加人数：6人
札幌アイヌ協会	先住民族の権利回復運動を始め、アイヌ文化関連イベント開催などの活動を行っている。	開催日：令和2年8月17日（月） 参加人数：13人
その他活動団体など	アイヌ文化に関する活動や、伝統儀式の継承などを行っている。	開催日：令和2年6月30日（火） ～令和2年7月7日（火） 参加人数：各1人（3団体）

2 意見の概要

■アイヌ文化の保存・継承・振興に関する意見

区 分	意 見
アイヌ語の継承について	アイヌ民族の年長者と言っても、必ずしもアイヌ語が話せる訳ではない。年を重ねてから、習い覚える事例もある。
	祖父母の世代でも、既にアイヌ語を伝承する習慣はなく、自分も、日本語もアイヌ語もうまくできない中途半端な状態だった。
	アイヌ語を話せる人が少なくなっている。子どもの頃から聞き覚えてきた経験があれば別として、活字に書き起こした状態で学んでも、アイヌ語の細かいニュアンスまで理解することは難しい。
エカシ ²⁹ ・フチ ³⁰ との関わりについて	子どもの頃から、エカシ・フチや両親から教わってきた経験が基になり、長い時間が経った今でも、アイヌ民族の伝統的な習慣が身に着いている。
	現在、エカシ・フチから学ぶという文化がなくなってしまった。若い世代が、エカシ・フチから伝統文化を学ぶための環境が必要。
	札幌に移り住み、何十年もアイヌ文化から離れて生活していても、昔の経験を覚えている年長者は多い。そういうものを役立て、伝えていけるような方法があればと思う。

28 【ウレシパ】アイヌ語で「育て合う」の意。

29 【エカシ】アイヌ語で「おじいさん、祖父」の意。

30 【フチ】アイヌ語で「おばあさん、祖母」の意。

区 分	意 見
文化継承の手法について	植物が生えている場所の探し方や、採取したものの使い方など、山を歩いて実際に体験することが大事。
	学校のような形式でできれば、文化の継承もできるかもしれないが、何かと難しさはある。
	以前、木彫りや刺しゅうなどの機動職業訓練を受け、そこからアーティストとしての活動を始めた人もいる。こうしたやり方を再開させ、可能であれば作品の販売も含めた流れができればいいと思う。
	一般向けの文化体験事業は様々あるが、アイヌ民族間での伝統文化の継承のために行われている取組もあればいいと思う。
	アイヌ民族に関する情報発信を行うような、メディアに関わる分野など、現代的な観点からの人材の育成も必要ではないかと思う。
文化継承の現状について	アイヌ民族が、自然と共に生きる上で培ってきた知恵はたくさんあるが、今アイヌの若者たちは、こういうことを全く知らない状態になっている。
	現在言われている「アイヌ文化」というものは、先祖が実践していた本来のアイヌ文化の体現にはなっていないと思う。アイヌ民族自身も、基本から学び直していかなければ、文化の姿も徐々に変わっていつてしまう。
	アイヌ文化を継承していきたいという思いがあっても、生活を優先せざるを得ない状況にある。
	今では、木彫りに関して若い世代のアイヌを育てる環境がなくなってしまった。
	家族に伝統文化を教えることもあるが、若い世代は、アイヌのこととなると逃げてしまう。
	若いアイヌ民族が、どれだけアイヌのことに興味を持てるか、どれだけ熱意を持ってアイヌ文化に関わろうと思えるかが重要。
文化継承に関する思いについて	「アイヌ民族だから舞踊をやってほしい」と言われるなど、アイヌ文化の実践を強要されたりすることを不快に思う。
	「アイヌ民族だから絶対に木彫りを継承しなければいけない」など、外部から文化の継承を押し付けるのはお門違いだと思う。
	アイヌ文化が衰退することは不本意だが、アイヌ民族に文化の継承を強要することも、アイヌ民族でない人に理解を強要することも、よく思わない。

■アイヌ民族に関する理解の促進に関する意見

区 分	意 見
情報発信の場について	札幌駅前通地下歩行空間は、人通りが多く、何か催しがあると、関心がない人でも気軽に立ち寄ることができるため、同空間にアイヌ文化の情報が発信できる場があればいいと思う。
	札幌駅前通地下歩行空間では、アイヌ文様を配したタペストリーが展示されており、また、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」では、アイヌ民工芸品作家の作品が展示されている。多くの人の目に触れる場所で、アイヌ文化に関する情報を発信する取組はいいと思う。
アイヌ語などの表記について	海外の先住民族に関する取組のように、道路標識や公共施設の看板など、目に付くところにアイヌ語があればいいと思う。
	看板への併記やガイドブックなど、アイヌ語の地名の由来が理解できるような仕組みがあればいいと思う。
アイヌ文化と生活空間との調和について	生活空間の中に、アイヌ文化が自然と溶け込んでいるような環境になればいいと思う。
	アイヌ文化について、積極的に知ろうとする機会を確保するよりも、生活の中で自然にアイヌ文化に触れられる環境があれば、関心のない人でも目を向ける機会が得られると思う。
	アイヌ文化を全面的に押し出すやり方では、難しいイメージを持つ人もいるかも知れず、自然とアイヌ文化に触れられる程度のアピールがちょうどいいのだと思う。
広報について	アイヌ語を教えている講座などに関する情報を受け取れていないアイヌ民族の若者は多い。まずは、そういうことを知ってもらい、関わりを持ってもらうことが大事。
	アイヌ文化のことを知りさえすれば、魅力を感じる人も多いと思うが、情報を得られる機会があまりないように思う。
	アイヌ関連イベントの情報は、意識的に探そうとしなければ見つかりにくい状況にあるが、イベント自体は面白みもあり、多くの人に情報が行き渡ればいいと思う。
	学生は、市役所などに足を運ぶ機会がほとんどない。興味を持つかはさておき、学校など、身近な場所にイベントなどの情報があればいいと思う。
関連作品との連携について	アイヌ文化を題材にした漫画など、影響力の大きいものを活用した情報発信は、若い世代には有効な手法だと思う。
	アイヌ民族を題材とした漫画が好きな人は、多少値が張ってもキャラクターグッズなどを購入しており、そうしたものと関連付けてアピールできればいいと思う。

区 分	意 見
子どもに向けた 取組について	アイヌ民族の子どもたちを対象として、アイヌ語だけで会話をするような空間を作る取組をしてみてもどうか。
	白老町のように、札幌市でも、学校生活の中でアイヌ文化を体験・交流する機会が充実していけばいいと思う。
	アイヌ文化を体験するキャンプなど、楽しみながらアイヌ文化を学べるイベントがあればいいと思う。楽しい経験は、家族にも話したくなるし、成長するにつれ、内容に関する記憶は薄れても、楽しかったという記憶は残る。

■体験・交流の促進に関する意見

区 分	意 見
札幌市アイヌ文化 交流センターに ついて	札幌で暮らし、アイヌ文化に関わってきた立場としては、札幌市アイヌ文化交流センターがもっと充実した施設になればいいと思う。
	コンセプトごとに展示を区別したり、どのように展示品を見たいかを示すような案内を充実させてほしい。
	大々的なイベントではなくても、定期的なアイヌ料理の出店などがあれば、人も集まるのではないかなと思う。
	周辺に子どもが楽しめるような空間があると、人が集まりやすくなるのではないかなと思う。
	屋外に、舞踊を披露したりできる舞台が設置されるといいと思う。屋外で見せることが大事。
	遠くて足を運びにくいので、身近な場所にアイヌ関連の拠点があればいいと思う。

■産業等の振興に関する意見

区 分	意 見
アイヌ民工芸品 のブランド化に ついて	海外からの観光客などに、アイヌ民工芸品を紹介する上で、商品として出品できる品質を確保することが大切。
	今、“アイヌ”というだけで何でも売れてしまう状況が見受けられるが、アイヌ文化を正しく表現していないものもあり、そういうことについて、個人的にはあまりよく思っていない。
	アフリカの民族の文様を配したTシャツを販売し、売上の一部が現地の子どもたちの活動に寄付される取組がある。アイヌ文様も、そうした活用をすることで、若い世代でも関心を持てると思う。
	知的財産権の管理がしっかりとされなければ、品質が確かな作品を制作しても、数か月後には模造品が売られてしまう。

区 分	意 見
アイヌ民工芸品の販売場所について	大通駅構内のような、観光客が多数立ち寄る場所に、アイヌ文化を発信できるような販売場所があればいいと思う。アイヌ民工芸品に関する人材を育成する上でも、そうした拠点が必要。
	札幌からアイヌ文化を発信するための拠点として、アイヌ民工芸品の販売場所を設置するのであれば、ここであれば確かな品質の作品を購入できる、という場所にしなければならない。
	全道のアイヌ民族の工芸作家がそこを目指し、工芸作家の生きる道となるような、レベルの高い販売場所が札幌市にできればと思う。
	アイヌ民工芸品の常設販売もいいが、小規模でも、若い人材の感性を活かしながら、アイヌ文化に理解のあるカフェなどの空間を活用した販売方法もあると思う。

■生活関連施策に関する意見

区 分	意 見
生活関連施策全般について	アイヌ施策として一番大事なことは、子どもの教育やお年寄りの医療や介護に関すること。
相談員について	身近なところに生活・教育の相談員がいれば、相談もしやすくなる。

■その他自由意見

区 分	意 見
アイヌ施策全般について	札幌で行う事業には、札幌のアイヌ民族が関わっていくことが大切。
	アイヌ民族として、自分たちでできることは自分たちで進め、不足があるような部分に関して行政と相談しながら対処していくことができれば、それが一番いい形になると思う。
	民族共生象徴空間が開業したが、札幌にも活用できる拠点や資源があり、宿泊場所が近い利点も活かしながら、色々なことができると思う。
	アイヌ文化と言えば特別視されがちだが、アイヌ民族としては当然のことであり、文化の違いによらず、互いを尊重できるまちになればいいと思う。
	アイヌ文化を体験できる事業に参加する機会ができれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないかなと思う。
	時間を止めたところでアイヌ文化を見せるのではなく、現代的な手法を使いながら、伝統を活かしていくようなことにも目を向けることが必要。
	透明性を確保していかなければ、色々な勘違いが生まれたり、潜在的に存在するアイヌ民族の参加も得にくい。
	アイヌ施策について考える場所に、長期的に業務に携わる専門職員が必要だと思う。

区 分	意 見
自身の経験について	子どもの頃に、歌や舞踊など、アイヌ文化に触れた経験があれば、一時そうしたものから離れる時期があったとしても、身に着いて残り、自負も持てる。アイヌ文化に触れずに大人になっても、アイヌ民族としての誇りは持てないと思う。
	自分の親もアイヌ文化と関わりがなく、アイヌ文化を学ぶ場などに関する情報を得る機会もなかったため、これまでアイヌ文化とのつながりは希薄だった。
	研修など、アイヌ民族の歴史に関する講話の依頼を受ける機会があるが、歴史については語りたくない人もいると思う。
	中学校では、「アイヌ民族」という理由でいじめがあり、学校に行けなくなった反面、両親からアイヌ民族の知識や経験をたくさん学ぶことができた。
意見交換について	アイヌ施策に取り組む上で、意見交換の機会を定期的に設けるなど、アイヌ民族と共に考えてほしい。

資料 3 市民意識調査の実施結果

1 令和2年度第1回市民意識調査の概要

調査テーマ	札幌市のアイヌ施策について（※）
調査対象など	調査対象：無作為に選ばれた18歳以上の市民5,000人 調査期間：令和2年（2020年）6月26日（金）～7月10日（金） 調査方法：調査票を郵送し、返信用封筒により回答
回収数など	発送数：5,000通 回収数：2,933通（回収率：58.7%）

※ 令和2年度第1回市民意識調査では、同時調査項目として、ほかに「動物園の必要性と役割について」、「自然と生物多様性について」、「札幌の農業について」の3項目についても調査を実施しました。調査全体の結果は、本市ホームページをご覧ください。

【掲載ページアドレス】<https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/r0201anke.html>

2 調査結果

■問1 あなたは、アイヌ民族について知っていますか。

選択肢	構成比
知っている（自身がアイヌ民族である場合を含む）	89.1%
知らない	7.4%
無回答	3.5%

■問1-1 あなたは、アイヌ民族についてどのようなことを知っていますか（複数回答）。

※問1で「知っている」と答えた方のみ回答。

選択肢	構成比
アイヌ民族が先住民族であるということ	94.7%
アイヌ民族が独自の伝統的文化を形成してきたこと	88.7%
明治時代以降、多くのアイヌ民族が非常に貧しく独自の文化を制限された生活を余儀なくされたこと	58.3%
中世以降、和人（日本の多数民族。大和民族とも呼ばれる）との間に交流や争いなどがあったこと	51.9%
現代では、他の多くの日本人と変わらない生活様式で生活しており、全国各地で暮らしていること	69.0%
個人や団体としてアイヌ語や伝統文化の保存、継承、振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること	71.3%
その他	2.4%
無回答	0.2%

■問１－２ あなたは、アイヌ文化についてどのようなことを知っていますか（複数回答）。

※問1で「知っている」と答えた方のみ回答

選択肢	構成比
衣服や服飾品を彩る独特なアイヌ文様があること	94.6%
アイヌ語という独自の言語があること	93.5%
盆や衣服などアイヌ民族独自の伝統的な民芸品・工芸品があること	81.9%
伝統的な歌や踊りがあること	87.1%
豊かな表現で語り伝えてきた口承文芸・民話があること	59.2%
アイヌ民族独自の民族楽器があること	74.1%
アイヌ民族独自の信仰・儀式があること	67.9%
アイヌ民族独自の伝統的な家屋があること	54.8%
その他	2.3%
無回答	0.6%

■問２－１ あなたは、札幌市アイヌ文化交流センターを知っていましたか。

選択肢	構成比
知っており、行ったことがある	10.6%
知っていたが、行ったことはない	26.0%
知らなかった	61.7%
無回答	1.6%

■問２－２ あなたは、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、どのようなイベントなら参加してみたいと思いますか（複数回答）。

選択肢	構成比
アイヌ民族の伝統的な舞踊や楽器演奏の鑑賞や体験	27.3%
アイヌ民族の伝統的な儀式の見学	21.5%
アイヌ民族の伝統的な民芸品・工芸品の製作（アイヌ文様の刺しゅう・切り絵体験）	27.7%
アイヌ民族の伝統的な民芸品・工芸品の製作（木彫り体験）	18.5%
アイヌ民族の伝統的な料理の調理・試食体験	19.0%
アイヌ民族の伝統的な衣装の試着体験	9.5%
アイヌ語やアイヌ語に由来する地名の説明など学習体験	24.7%
アイヌ民族の歴史や文学などの学習体験	18.7%
アイヌ民族の自然観や動植物についての知識を学ぶ野外体験	18.1%
その他	4.0%
わからない	28.4%
無回答	5.7%

■問3 あなたは、アイヌ民族に関する施策のうち、どのような取り組みを重点的に行うべきだと思いますか（複数回答）。

選択肢	構成比
アイヌ民族への理解を深めるための啓発・広報活動	36.2%
アイヌ民族の歴史・文化の知識を深めるための学校教育	46.5%
アイヌ民族への職業訓練の充実や雇用の確保などの生活支援	14.7%
アイヌ民族への教育の充実・支援	13.9%
アイヌ文化継承のための人材育成	30.7%
アイヌ文化復興のための活動への支援	19.4%
アイヌ民芸品・工芸品のブランド化などの産業振興	28.6%
大学などの研究機関におけるアイヌ民族の歴史や文化に関する研究の推進	16.9%
その他	3.9%
わからない	21.2%
無回答	4.7%

■問4 あなたは、アイヌ民族について市民に知っていただくために、どのような取り組みを重点的に行うべきであると考えますか（複数回答）。

選択肢	構成比
札幌市公式ホームページやSNS※20などインターネットによる広報活動	36.4%
広報さっぽろやテレビ・ラジオなどによる広報活動	48.5%
アイヌ民族の伝統的楽器・衣服・食事などの体験や交流イベントの開催	42.5%
その他	5.9%
わからない	18.2%
無回答	4.1%

※20 【SNS】Facebook、Twitter、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

資料４ パブリックコメントの実施結果

１ 実施概要

意見募集期間	令和２年（２０２０年）１２月２４日（木）～令和３年（２０２１年）１月２７日（水）
提出方法	郵送、持参、ファクス、電子メール
配布・閲覧場所	札幌市役所本庁舎、札幌市アイヌ文化交流センター、各区役所、各まちづくりセンター

２ 実施結果

■提出件数・意見件数

提出件数	６３件
意見件数	１７８件

■提出方法別提出件数

	郵送・持参	ファクス	電子メール	計
件数	６件	２件	５５件	６３件

■居住地別提出件数

	国内			国外	不明	計
	市内	市外	道外			
件数	３３件	３件	８件	２件	１７件	６３件

■計画の構成別内訳

意見区分		件数
第１章 計画の策定		３３件
第２章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯		４９件
第３章 現状と課題		９件
第４章 基本理念と施策目標		１件
第５章 具体的な取組		４９件
第５章内訳	施策目標１ アイヌ文化の保存・継承・振興	１０件
	施策目標２ アイヌ民族に関する理解の促進	１８件
	施策目標３ 体験・交流の促進	７件
	施策目標４ 産業等の振興	６件
	施策目標５ 生活関連施策の推進	８件
第６章 計画の推進体制		２件
その他		３５件
合 計		１７８件

3 計画素案からの修正点

■修正点 1

該当箇所	第5章 具体的な取組 施策目標3 体験・交流の促進 推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出
修正前	事業名：札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 事業内容：札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する展示コーナーを設置します。
修正後	事業名：札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 事業内容：札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、 <u>アイヌ民族の食文化を主題とした展示コーナー</u> を設置します。
修正理由	本計画の取組に関し、「アイヌ民族の食文化に触れられていない」とする趣旨のご意見が寄せられたことを踏まえ、上記の取組が、食文化を主題としたものであることを明らかにするため、事業内容を一部修正しました。

■修正点 2

該当箇所	第5章 具体的な取組 施策目標3 体験・交流の促進 推進施策2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出
修正前	【推進施策の概要】 市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、引き続きその機会の創出に取り組みます。
修正後	【推進施策の概要】 市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、 <u>国際交流も視野に入れながら</u> 、引き続きその機会の創出に取り組みます。
修正理由	海外の先住民族との交流などに関する提案のご意見が寄せられたことを踏まえ、当施策を推進するに当たって視点が、国内のみならず、国外を含めたものであることを明らかにするため、上記のとおり推進施策の概説文に追記しました。

本市ホームページで、意見の概要と市の考え方を掲載した「市民意見募集（パブリックコメント）実施結果」を公開します。

【掲載ページアドレス】<https://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/keikaku/dainiji.html>

資料5 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成三十一年法律第十六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針等（第七条・第八条）
- 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
- 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条—第十四条）
- 第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条—第十九条）
- 第六章 指定法人（第二十条—第三十一条）
- 第七章 アイヌ政策推進本部（第三十二条—第四十一条）
- 第八章 雑則（第四十二条—第四十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民

族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の努力）

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県方針）

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 アイヌ施策の目標に関する事項
- 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

第九条 省略

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

（アイヌ施策推進地域計画の認定）

第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 アイヌ施策推進地域計画の目標
- 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
 - ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
 - ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
 - ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
 - ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。）において採取する事業に関する事項を記載することができる。

- 5 前項に定めるもののほか、第二項第二号（二を除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。
- 6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号（ハに係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。
- 7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。
- 11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。
- 12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かななければならない。
- 14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第十一条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

第十五条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（国有林野における共用林野の設定）

第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二條第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

（漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮）

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（商標法の特例）

第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当

該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

- 4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（地方債についての配慮）

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章 指定法人

第二十条 ～ 第三十一条 省略

第七章 アイヌ政策推進本部

第三十二条 ～ 第四十一条 省略

第八章 雑則

第四十二条 ～ 第四十五条 省略

附 則

第一条 ～ 第九条 省略

資料 6 アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

令和元年 9 月 6 日 閣議決定

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針として本基本方針を定める。

1 アイヌ施策の意義及び目標

（１）アイヌ施策の意義

- ・ アイヌ施策に関しては、これまでもアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）に基づく施策等を推進してきたところであるが、今後は、アイヌの人々が抱える課題の解決を図るためには、従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要である。
- ・ また、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるという認識の下、アイヌの人々の自主性を尊重し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成 19 年）における関連条項を参照しつつ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、施策を推進することが重要である。
- ・ 法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとし、市町村によるアイヌ施策推進の取組について、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行う必要がある。
- ・ 衆議院及び参議院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成 20 年 6 月 6 日）でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならない。
- ・ アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、全国的な視点に立って、アイヌ施策を進めていく必要がある。

（２）アイヌ施策の目標

- ・ 政府は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。
- ・ 都道府県は、地域ごとにアイヌ施策に関する状況が異なることに留意した上で、各都道府県において適切な目標設定を行うこととする。

2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

(1) アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施

- ・ これまでの施策に加え、アイヌ文化の振興等のための環境を整備し、アイヌの人々の自立を最大限支援するため、法律上の特例措置やノウハウの提供等を通じて、市町村における地域振興、産業振興、観光振興、国際・国内交流事業の推進、環境の保全の推進などの施策を総合的かつ効果的に実施する。
- ・ 政府は、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

(2) 人権に関する事項について

- ・ アイヌの人々に対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進、民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）において、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうことを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなどの措置を講ずる。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人の連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第5条に定める責務を果たすことが重要である。
- ・ 法律上の特例措置である国有林野における共用林野の設定や漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）による許可についての配慮については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。
- ・ 指定法人（法第20条第1項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）においても、法第21条に定める業務を適切に実施することが求められる。このため、国、地方公共団体及び指定法人はアイヌ施策を推進するに当たり、情報提供などの密接な連携を図る。

3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

(1) ウポポイの役割等

- ・ ウポポイは、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。
- ・ ウポポイは、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に先立ち、令和2年4月24日に一般公開し、年間来場者数100万人を目指すものとする。このため、ウポポイへの誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善、コンテンツの充実等を図る。
- ・ また、先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され、現在、全国各地

の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等についてはウポポイに集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととし、遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）においては、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

（２）ウポポイの管理に関する基本的な事項

① ウポポイを構成する施設等

- ・ ウポポイは、次に掲げる区域及び施設で構成する。

イ アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園

（国が設置する公共空地をいう。以下同じ。）を設置する区域（以下「中核区域」という。）（中核区域は、北海道白老郡白老町若草町（ポロト湖畔周辺地域）に設定する。）

ロ 慰霊施設（慰霊施設は、北海道白老郡白老町字白老に整備する。）

ハ 国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を管理するための施設その他これらの施設の効用を全うする施設

- ・ 地方公共団体は、中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図る関連区域を設定することができる。

② ウポポイを構成する施設等の管理

- ・ ウポポイの中核区域及び慰霊施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、指定法人とする。指定法人は、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、法第9条第1項の規定に基づき、ウポポイの管理業務を行い、国土交通大臣及び文部科学大臣は、適切な運営が図られるよう指定法人に対する適切な指揮監督を行う。

③ アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築等

- ・ アイヌ文化の復興、国民理解の促進等に際しては、ナショナルセンターとしてのウポポイの取組と、各地域におけるアイヌ文化の伝承、人材育成等に関する取組や、地方公共団体、経済界等による地域振興、観光振興等の取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくことが極めて重要である。
- ・ アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域とウポポイとの連携を図り、それらを核としたアイヌ文化復興等に関する取組の全国的な拡大とネットワーク化に取り組む。

4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項

（１）アイヌ施策推進地域計画の認定基準

アイヌ施策推進地域計画（以下「計画」という。）の認定基準は、法第10条第9項各号による。具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合しており、かつ、（３）の「計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていること。
- ② 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業が記載されていること。

なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合は、これを認定しない。

③ アイヌ施策の推進を図るために行う事業について、

- イ 事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
- ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。

(2) 計画の作成の提案

- ・ アイヌ施策の推進に資する事業を行おうとする者は、市町村に対して、計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に則して、当該提案に係る計画の素案を作成して、これを提示することとする。
- ・ また、当該提案を受けた市町村は、当該提案に基づき計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

(3) 計画の認定手続

① 計画の認定申請に当たっての手続

- イ 計画の認定申請の受付時期
計画の認定申請に関する具体的なスケジュールは内閣府が別に定め、公表する。
- ロ 計画の認定申請を行う主体
市町村は、単独で又は共同して、計画の認定を申請することができるものとする。

② 計画の認定申請に当たっての留意事項

- イ 都道府県については、広域的な観点から自主的に施策を推進しつつ、必要に応じて市町村を支援する役割が期待される。そのため、市町村は、計画を作成する際には、法第8条第1項の規定に基づき都道府県知事が定めるよう努めることとされている都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下「都道府県方針」という。）が定められているときは、法第10条第1項の規定に基づき当該都道府県方針を勘案することとする。
- ロ 市町村が計画を作成する際には、法第15条第1項に定める交付金がアイヌ文化の振興等に資する環境の整備及びアイヌの人々が抱える課題の解決のため有効に活用されるよう、アイヌの人々の要望等を反映するよう努めることとする。

③ 計画の記載事項

- ・ 計画の記載事項は、法第10条第2項及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年内閣府令第4号）に定めるとおりとする。

④ 国の関係行政機関の長の同意等

- ・ 内閣総理大臣は、認定の申請があった計画に、国有林野における共用林野の設定、漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮又は商標法（昭和34年法律第127号）の特例に関する事項が記載されている場合には、計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。
- ・ 関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。
- ・ 関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該計画の認定の判断を行うに当たって、当該計画を作成した市町村及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。
- ・ 関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ 計画の認定

- ・ 内閣総理大臣は、④の関係行政機関の長の同意を得て、法第 10 条第 9 項の規定により、計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。
- ・ 計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該市町村に通知するものとする。
- ・ 法第 10 条第 10 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、計画の認定に際して、アイヌ政策推進本部総合的な調整を必要とする場合である。
- ・ 法第 10 条第 11 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係る計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、計画の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べるができることとする。
- ・ (4)に定める特例措置を活用して行う事業が記載されている計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。
- ・ また、当該計画について、法第 14 条の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第 14 条の規定に基づき取消しを行う。
- ・ 認定を受けた計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、市町村のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

(4) 計画の認定制度に基づく法律上の特例措置

① 交付金の交付

- ・ 法第 15 条第 1 項の規定により、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

② 国有林野における共用林野の設定

- ・ 内容については、別表第 1 のとおりとする。

③ 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮

- ・ 内容については、別表第 2 のとおりとする。

④ 商標法の特例

- ・ 内容については、別表第 3 のとおりとする。

⑤ 地方債の特例

- ・ 認定計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定を受けた市町村の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(5) 認定計画の進捗状況の把握及び効果の検証

- ・ 地域のアイヌ施策の推進に当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCA サイクルの下に、その施策効果を的確に検証し、改善等を行うことが重要である。
- ・ 市町村は、計画期間中に、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じてアイヌ施策が推進されるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。

その結果、認定計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

- ・ 内閣総理大臣は、計画の認定を受けた市町村に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ることとする。
- ・ 法の施行後、法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずることとする。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえることとする。
- ・ 我が国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

附 則

「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定)は、廃止する。

別表第1：国有林野における共用林野の設定の内容

項目名	国有林野における共用林野の設定
特例の内容	市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取する事業を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、農林水産大臣は、契約により、国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。 また、共用林野の設定に当たっては、以下に留意が必要である。 ア 採取できる場所及び林産物 ① 共用林野を設定できる国有林野 ・法令等において、林産物の採取に係る規制が存しないこと。 ・他の権利が設定されていないこと。 ② 採取の対象となる林産物 ・共用林野契約により採取できる林産物の種類、数量及び採取方法は、国土保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等を目標とする国有林野の経営と調整ができる範囲に限られること。 ・原則として、国が植栽し育成を行っている人工林木及び木材として一般的な需要がある樹種、品質の立木については採取の対象とならないこと。 イ 共用林野契約 共用林野契約は、認定計画の記載事項に沿って、国有林野の資源状況、地域管理経営計画等と調整した上で締結するものであることから、当該国有林野を管轄する森林管理署長等と事前に調整を図る必要があること。
認定の要件	事業の内容が、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。 特例の内容の欄のア及びイに基づいた事業実施が見込まれること。

別表第2：漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

項目名	漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
特例の内容	市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面において採捕する事業（以下「内水面 sake 採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面 sake 採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた都道府県知事等は、当該内水面 sake 採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。
認定の要件	事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。 漁業法及び水産資源保護法に基づき、都道府県知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。

別表第3：商標法の特例の内容

項目名	商標法の特例
特例の内容	市町村がアイヌ施策推進地域計画として定めた商品等需要開拓事業について、同計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、特許庁長官は、認定計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする。
認定の要件	市町村における地域の名称又は略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であること。 商品等需要開拓事業が、アイヌ施策の推進に必要な観光の振興その他の産業の振興に資する事業であること。

SAPPORO

第2次札幌市アイヌ施策推進計画

令和3年(2021年)3月

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13 階

電話:011-211-2277 FAX:011-218-5153

